

## 国連「子どもの権利委員会」からの「勧告」を読み解く(一)

——「子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会」の実践を踏まえて——

福田 雅 章

### 目次

はじめに

I いわゆる「先進国」における「子どもの権利条約」の実践を求めて

——「先進国」における「子ども期の喪失」を克服するための理論枠組み

- 1 「子どもの権利条約」の普遍性
- 2 「子どもの権利条約」は発展途上国のためのものか？
- 3 豊かな国、日本社会には「子ども期の喪失」はないのか？
- 4 メイン・ストリームの子どもたちの「子ども期の喪失」
- 5 「子ども期の喪失」を生み出している日本の社会文化構造
- 6 これまでの国連「子どもの権利委員会」の審査の枠組み

- 7 「先進国」における「子ども期の喪失」を克服するための理論枠組み
- 8 小括

## II 日本政府初回報告に対する本審査とその特徴

### 一 本審査にいたるまでの経緯

- 1 報告審査制度
- 2 日本政府の初回報告提出
- 3 NGOの代替報告の提出
- 4 予備審査
- 5 補充的予備審査

### 二 審査の一般的特徴

- 1 審査の流れ
- 2 審査の概括的特徴
- 3 問われた日本政府の条約に対する基本的態度——子どもを権利主体と見ていない日本政府
- 4 問われた日本の社会文化構造——人権後進国性と抑圧的構造
  - (1) 女性差別の存在する社会
  - (2) 「従順」と「抑圧」を強いる社会システム
  - (a) 教育システムによる子どもの管理支配
  - (b) 体罰・暴力・親の権能による管理支配
- (3) 日本社会の周縁への貼り付けシステム

(4) 閉ざされた官の権威と日本社会の非民主性——市民・NGOとの協力体制の拒否

5 建設的な対話を欠いた政府

6 実態を反映していない報告書——形式的な法律の説明のみ

7 国連での子どもたちの意見表明

(1) 画期的な先例をうち立てた日本の子どもたち

(2) 日本のメディアに誹謗された子どもたち

8 小括——市民・NGO運動と一体化した審査

以上本号

III 日本政府に対する最終所見を読み解く

以下(二)に続く

### はじめに

一九九八年五月二七日および二八日に、国連欧州本部で開かれた第一八回会期「子どもの権利委員会」において、日本政府の初回報告に対する審査が行われた。その審査を踏まえて六月五日には日本政府に対する最終所見(ドラフト)が採択され、同二四日には最終所見が正式に確定された。<sup>(1)</sup> この最終所見をめぐっては、従来の「子どもの権利委員会」の伝統的な枠組みを出るものではないとする見解と、「画期的かつ異例の内容」を含むものであるとする見解とに分かれている。<sup>(2)</sup> 本稿は、この二年間、「子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会」(以下「つくる会」)

の代表の一人として、日本の初回報告書に対する「代替報告書」を作成し、予備審査に直接参加し、審査をつぶさに傍聴した実践を踏まえ、かつ、審査の議事録を詳細に検討することによって、今回の審査および最終所見がきわめて異例かつ画期的な特徴をもったものであることを明らかにすることを目的とする。

なお、今回の日本に対する最終所見の特徴を他国との関係で明らかにするためには、すでに審査を終了した七八八国に対する最終所見との詳細な比較検討が必要であるが、その作業は後日に期すことにしたい。本稿は、さしあたって、「子どもの権利委員会」の委員の質問を詳細に跡づけることによって、また、本審査の議長を務めたジュディ・カープ女史が昨年二月初頭に来日された際の講演およびインタビューを通して、筆者および「つくる会」の問題関心が最終所見に大きな影響をおよぼしていることを明らかにしたい。それに先だって、以下に、まず、筆者および「つくる会」の問題関心と視点を垣間見ることにしよう。

## I いわゆる「先進国」における「子どもの権利条約」の実践を求めて

——「先進国」における「子ども期の喪失」を克服するための理論枠組み

### 1 「子どもの権利条約」の普遍性

一九八九年二月二〇日に「子どもの権利条約」が国連総会で採択されてから昨年一月で九九年経ち、いよいよ一〇年目に入った。一九九四年には、わが国も遅ればせながら一五八番目の締約国として同条約を批准し、一九九八年五月には、ジュネーブの国連ヨーロッパ本部で、日本政府の初回報告に対する「子どもの権利委員会」の審査が行われ、同六月二四日には同委員会から日本政府に対して正式な「最終所見」が出された。またこの一〇年の間に、

「子どもの権利条約」は、実に、一九二ヶ国によって批准され、未批准国はアメリカ合衆国とソマリアの二ヶ国を残すだけになった。<sup>(5)</sup>「子どもの権利条約が一九九五年までにすべての国によって批准されることを求めた「ウィーン宣言及び行動計画」第四六の要請を満たすまでにはいたっていないが、<sup>(6)</sup>すべての国連加盟国による完全批准の達成という国連始まって以来のとてつもない快挙も、もう目前に迫っている。「子どもの権利条約」は、それほど世界中で支持され、人類が最初に手に入れるであろう「人類共通の権利成文法」になることはほばまちがいない。しかも、同条約採択の翌年九月には、ニューヨーク国連本部に世界七〇ヶ国の首脳が結集して「子どものための世界サミット」が開かれ、「子どもの権利条約」はこの地球上に「子ども最優先の時代」を確立するための法的支柱として国際政治的にも位置づけられた。

## 2 「子どもの権利条約」は発展途上国のためのものか？

しかし、このように子どもの権利のカタログが世界的規模で承認されたとはいえ、それが単なる政治的スローガンを越えて、それぞれの国で真に具体的に実践されているかという点、それはまったく別である。発展途上国の中には、貧困や国内紛争や伝統的な因習によって多くの子どもの命と生存さえもが脅かされ、子どもたちに「将来何になりたか」と尋ねると、「生きていたい」といった笑い話にもならない返事が返ってくるほどに「子ども期の喪失」現象が蔓延している。<sup>(7)</sup>とても、「子ども最優先の時代」が到来しているとは言えない。

ひるがえって、わが国の状況を鑑みるにどうだろうか。たしかに、現在の日本には生存を脅かすような餓死も戦争もない。政治的にも軍国主義や専制体制による人権抑圧が存在しているわけでもない。第二次大戦後の五〇年間に世界一の経済発展を遂げ、識字率は世界一高く、乳児死亡率は世界一低い。教育も医療も行き届き、ずっと平和と民主

主義を享受している。一見すると、わが国の子どもたちは、世界一幸せであり、自由であるように思える。発展途上国や戦争に巻き込まれた国における子どもの権利の侵害を「貧困・戦争における子ども期の喪失」として特徴づけることができるとするならば、貧困を克服し、平和を享受している豊かな国日本は、同時に「子ども期の喪失」をも克服したように見える。もし、子ども期の喪失が、貧困や戦争といった生存を脅かす外的条件からのみ生じるとするならば、日本には「子ども期の喪失」という現象は存在しないはずである。現に、日本政府はずっとそのように主張している。<sup>(8)</sup>このような主張は、国連人権小委員会委員であり、学習院大学教授の波多野里望氏の「そもそも児童の権利条約は、主として児童労働や、人身売買や児童売春で、生存権すらおびやかされてる発展途上国の子供達を守るために制定されたものです」とする考え方に端的に示されている。<sup>(9)</sup>

### 3 豊かな国、日本社会には「子ども期の喪失」はないのか？

しかし、経済的に豊かななら、子どもは幸せであり、子どもの権利など必要ないのであろうか。親がその経済力を背景に「パソコンも、携帯電話も、プレイステーションも買って上げた。ほしいというものはみんな買って上げた。海外旅行にも行ったし、スキーにもいった。それなのに、さらに何が不満なの？」と問うたとき、いったい子どもはなんと応えるのだろうか。「はい、幸せです」といえるのだろうか。物を与えておきさえすれば、それで子どもは幸せだと考える親、あるいは「期末試験で一〇〇点をとったら、ご褒美にスノーボーを買って上げる」という親、「お父さんは、あなたと同じ頃、がまんして一生けんめい勉強したから、有名大学に入り、一流企業に入れたのよ」と説教する親——程度の差こそあれ、今日の日本社会においてはこんな光景はいたるところで見られる。

いや、それどころか経済を最優先する国家管理社会を維持・発展するためのリクルート要員として、子どもたちは、

家ばかりでなく、学校でも、その個としての人間の尊厳を否定され、画一的な管理教育の中で悲鳴を上げているのが現実である。学習指導要領、教科書検定、校則、体罰、部活動、偏差値による序列化、および政治活動や表現の自由の全面的な統制といったさまざまな装置で、子どもたちは、「これがあなたのためよ!」「勉強のできる子はよい子、できない子はダメな子」「どんなに不理尽でも先生のいうことを、ハイと聞いて聞ける子どもはすなおな良い子」という名のもとで、声も上げられないでいる。人一倍感受性が強く、あるいはこのような管理支配からの逃げ道を閉ざされた子どもの中には、いじめや非行や自殺に走り、それがさらに子どもたちの人間の尊厳に対する侵害を増幅するという状況が生じている。<sup>(10)</sup>

#### 4 メイン・ストリームの子どもたちの「子ども期の喪失」

筆者も共同代表の一人として、昨年国連に代替報告書を提出した「子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会」は、在日朝鮮・韓国人やアイヌの子どもたち、さらには障害をもった子どもたちや正式の婚姻外で生まれた子どもたち等、目に見えて社会の周縁に貼り付けられている子どもたちに対する差別や人権侵害を越えて、日本社会の中心部分に在る普通の子どもの日常生活の中にこそ、日本社会における子どもの権利侵害の本質があると認識し、それを『豊かな国、日本社会における「子ども期の喪失」と表現した。すなわち、

「家庭においても、学校においても、子どもは、人間としてもっている自然の欲求をそのままでもいいよという受け入れ、それに応えてくれるような人間関係を奪われてしまっている。学校も、家庭も、人としての個人の尊厳を自ら確立し、他者のそれを尊重できるような人間へと成長するために不可欠な、一人ひとり子どもの欲求の充足に代えて、社会の要請する画一的な価値観を押しつけ、子ども期を支配管理している。その結果、子ども

たちは、自分を放棄し、意見表明しない人間になり、そして周りの画一的な価値観によって自己を律することこそ、日本社会の最高の価値であり、自己保全の一番の近道であると考えるような人間に「育て上げられている」のである。このような親や社会の要請に適合できた子は「すなおな良い子」、適合できなかった子は「ダメな子」としてレッテルを張られ、序列化され、選別される。しかし、「ダメな子」も「すなおなよい子」も、「子ども期」がきちんと保障されていないという点では、ほとんど差がない。両者とも、自分の存在（欲求）をそのまま認めてもらえず、親や学校の先生の顔を伺いながら、結局、絶望の縁に向けて演技し続けているのである。演技することに疲れ、その能力を失い、あるいは演技する無意味さに自ら気づいたとき、ぼっかり空いた心の空虚さに絶望する。そんな絶望へと駆り立ててきた権威や価値観と訣別しない限り、自己の存在そのものが危うくなる。それから逃れる途は、結局、それを破壊するか、さもなければそれから自ら逃避するしかない。家庭も学校も社会も、画一的な価値観を強制することによって子どもの欲求（意見表明とその尊重）を殺し続け、いかに子ども居場所（そのままのいいよという人間関係）を奪ってしまい、子どもが、自らのアイデンティティーを確立して、自分らしく、また他人や社会のためにも生きられるような人格へと成長する機会を奪われているかが分かる。ここに豊かな国日本社会における子ども期の喪失の本質を見て取ることができる」と。<sup>(1)</sup>

もちろん、このことは、さきに述べた典型的な周縁に位置づけられた子どもにも問題がないとか、彼らに向けられた人権侵害が中心部分の子どもたちのそれと比べて軽いということの意味しているのではない。それらは、中心部分の子どもたちの人権侵害を引き起こしている日本のメインの社会文化構造の根元そのものの反映であり、メインの子どものたちの問題も、周縁の子どもたちの問題も、基本的に同じ原因から生じているのであって、メインの問題がきちんと解決されない限り、周縁の問題も解決しえない、という認識に基づいている。世取山洋介新潟大学助教授はこの認

識を次のように書いている：

「障害をもってしている子どもの包摂 (inclusion) を妨げているのは、学習指導要領による教育内容統制であり、それに基づく競争主義的教育である。朝鮮人学校の卒業生の国立大学受験を妨げているのは、メインの子どもを縛っている学習指導要領に他ならない。メインと周辺は同じコインの裏と表を構成しているのであり、メインへの切り込みぬきの周辺への焦点付けは、日本政府にとっては痛くもかゆくもない。どうすれば、メインへの切り込みをしてもらえるのか。『豊かな国日本における子ども期の喪失』はそれに対する回答であった」と。<sup>(12)</sup>

周縁の子どもたちの問題は、日本の社会文化構造そのものが、何らかの正当化理由をつけて意図的に排除しているがゆえに比較的目に見える差別であり、人権侵害であるのに対して、メインの子どもたちの問題は、日本の社会文化構造そのものであり、その中に埋没して見えなくなっている。日常的な管理支配による抑圧に耐えきれなくなってしまうから脱落する場合にも、それは、「甘やかされて育った」「意志が弱い」あるいは「親が悪い」といったその子の特殊個人的な特異性ないしは異常性の問題として理解され、社会文化構造そのものの抑圧的体質が問題にされたり、問われることはほとんどない。そのような脱落者に対しては「ダメな子」としてレッテルをはり、あらたに社会の周縁に貼り付ける装置が用意されている。近年の学校警察連絡協議会の強化や、子どもの自己責任および被害者感情のこ とさらの強調による少年法の改悪は、わが国の社会文化構造の人権閉塞的・抑圧的装置の一層の強化を目論むものである。

##### 5 「子ども期の喪失」を生み出している日本の社会文化構造

「子どもを絶望の縁に追いやろう」なんて考えている親や先生はおそらく一人もいないだろう。「そうすることが子

どものためになる」という善意と確信に満ちて、子どもを駆り立てているのであろう。そうであれば、問題は、親や先生を、また子どもをそのような強迫観念に追い立てている、わが国の画一的な価値観、およびそれを生み出している日本の社会文化構造とはどのようなものなのだろうか。

「戦後日本社会は、①社会目標として「政財官の癒着のもと、大企業の育成発展を図ることによって、日本経済の発展を遂げる」という国家経済の発展を最優先する社会を形成し、②それを達成するための手段として「自己を抑制してすりよる者にはご褒美を与えるが、そうでない者は社会の周縁部に張り付ける」という社会統制と権益分配のための「すりよりの構造」を確立した。この社会文化構造は、政界、財界、官界はいうにおよばず、教育界、家族、さらには社会の最底辺部の敷居に位置する刑務所社会にいたるまで、日本社会のあらゆるセグメントに張り巡らされた社会的序列（敷居）のヒエラルキーを形成するにいたっている。戦前の国体を支えていた天皇、神道、家という装置はさしあたっては隠蔽されたが、人間関係を媒介として分配されるご褒美としての権益（敷居の上下、保身、経済的利益の大小）を餌にして権力や権威にすりよらせる「すりより構造」が徹底した功利的倫理として再生産されたものといえる。

もちろん、このような国家経済発展と「すりよりの構造」という社会文化構造に対しては、日本国憲法の価値観にそって、社会目標を「一人ひとりの価値を大切にするという個人の尊厳」におき、その達成手段を民主的ルールや人権に求めるべきだという主張がなされ、そのための運動も展開されたが、70年代以降は、大多数の国民は競って、人間関係を媒介としてあてがわれるご褒美を求めて、自らの頭で考え、判断し、意見表明することを放棄し、いかに不合理・不合理的な要求であってもそれを吞まざるをえないものとして、権力や権威にすりよって、国家経済発展のために邁進してきた。しかも、餌によるすりよりを「自由」と呼び、金権支配や利益誘導を「選

挙」と呼び、また利害を享有する同一の層による国権の分割支配を三権分立とよぶことによって、立前としては、わが国の社会文化構造は民主的な政治原理に合致したものである。このような社会文化構造の中、わが国においては、権利や人権は形式的なカタログとしては保障されていても（憲法の形骸化がそれを象徴している）、現実の社会文化構造の中では、画餅でしかない。特に、公共の福祉の名のもとに、政治家の癒着による大企業を中心とする経済発展とそのための国益の確保を最優先としているため、個人の尊厳や人権・権利は、常に現実的・経済的な功利性の前に犠牲にされてきたといっても過言ではない<sup>(19)</sup>。

このような社会文化構造は、「公共の福祉」という名の下に法的・政治的なシステムとして、制度的な支柱を与えられるとともに、日常の行動様式を支配する社会的価値観として、一人ひとりの国民の中に深く内面化されるにいたっている。たとえば、子どもとの関係でいえば、子どもは、このような日本の社会文化構造を承継発展させるリクルート要員として予定され、したがって、公教育は、そのような価値を内面化し、それを担うにふさわしい人材養成装置として法制度化される。それは、成功目標達成へ向けての第一歩として高学歴願望の内面化と受験競争の激化の維持、自分を殺す能力と知的能力の高さ（学歴）による人材の序列化と選別、それに基づく大企業や官庁への税金による無料のリクルートシステム、指導要領や教科書検定による画一教育の強制と価値の内面化、先生の行政的管理支配、不合理な校則や体罰による権威への「すりより」の訓練、脱落する子の周縁部への「はりつけ」システムとしての愛の警察と少年法制といった特徴を有することになる。

かくして、経済的に豊かな国日本の子どもたちは、親や先生を通して、国家経済の発展およびすりよりの構造という、戦後日本社会を形成してきた基本的な価値観によって支配され、その中で自らの欲求を殺し、自己主張を止め、演技をし、やがて息切れをし、覗き込んだ心の空虚さに耐えられなくなって、さまざまな形で絶望の悲鳴をあげてい

る。その特徴は、

- ① 個としての人間の主体性を否定され、
  - ② 「あなたは、あなたのままで、生きていく価値があるんだよ」とその存在をまるごと抱えてくれ、安心と自信と自由を保障してくれる人間関係（居場所）を剥奪され、そして、
  - ③ 自分らしくかつ他人や社会のためにも生きられるような人格へと成長発達する機会を奪われている、
- という点にある。このような状況をもたらしている権力と対抗し、「子ども期」を回復するためにこそ、今、「子どもの権利条約」の具体的な実践が求められている。豊かな国、日本社会における「子ども期の喪失」の克服のためには、とりもなおさず、わが国の戦後社会文化構造そのものを問い直し、変革する視点と運動が求められる。

#### 6 これまでの国連「子どもの権利委員会」の審査の枠組み

国連「子どもの権利委員会」は、昨年五月の日本の審査を行うまでに、すでに約八〇カ国の審査を終了していた。それらの多くはいわゆる発展途上国に対するものであったが、その審査の枠組みは、子どもの成長発達に不可欠な基礎的な生存・健康・教育の外的条件の整備充実に力点が置かれ、餓死、病死、高い乳児死亡率や文盲率、民族の対立による差別、貧困による児童労働の搾取や虐待など、目に見える古典的な人権侵害が懸念の対象にされていた。これらは文字通り「子どもの権利条約」の個別条項に明白に違反するものを中心だったといえる。

さらに注目すべきことは、日本およびアメリカを除くG8を含むいわゆる「先進国」に対する審査においても、同様に、「周縁におかれた子どもたちの目に見える権利侵害」が主として取り上げられているという点である。たとえばその典型例をドイツに対する審査に見ることができるが、そこでは難民申請をしている子どもやジプシーの子ども<sup>(14)</sup>

など、ドイツのメインに属していない子どもにもつばら焦点が当てられていた。

このように、これまで国連が用いてきた審査の枠組みは、古典的な差別と生存にかかわる人権侵害に絞られていたといっても過言ではない。しかしながら、このような枠組みでは、上に述べたような経済的に豊かな国、日本社会のメインの子どもたちの問題を把握することはできない。もちろん、日本にも、在日朝鮮・韓国の子ども、婚外子、障害児、施設で生活している子どもや非行少年等々、周縁に貼り付けられた子どもたちに対する差別や人権侵害がひときわ顕著に存在していることは言うをまたない。これらの問題は、従来の国連の審査枠組みでも解ける。しかし、その解決は単なるパッチワーク的な弥縫策ではない。そのような周縁の子どもたちの差別と人権侵害を生み出し、維持し増幅するとともに、メインの子どもたちの権利主体性を奪い、権利行使の可能性を阻害し、人格的な成長発達を妨げている、より根本的な日本社会独特の社会文化構造にメスを入れることのできる審査のための理論枠組みが用意されなければならない。

#### 7 「先進国」における「子ども期の喪失」を克服するための理論枠組み

筆者および「つくる会」は、この理論枠組みの前提として、「子ども期の喪失」という概念を措定した。「子ども期」という概念は、「先進国」・「発展途上国」また中心部分・周縁部分を問わず、自然の、親の、社会の、国家の暴力や権力によって侵されてはならない、いいかえると、子どもであるがゆえに保障されなければならない中核的な内容とそれを達成するための不可欠の手段を意味する。発展途上国の子どもたちは、貧困等によって生存が脅かされ、また人格形成のための社会的条件の不十分さのゆえに「子ども期」が奪われるのに対して、すでに述べたように、わが国においては、政財官が一体となった国家経済発展のために、子どもたちは効率主義と能力主義の下で序列化と競

争にさらされ、かつ従順と服従を強いられ、ありのままに受け入れられる人間関係（＝居場所）を喪失することによって「子ども期」が奪われている。原因は何であれ、「子ども期」が奪われているという点では、発展途上国の子どもも先進国の子どもも同様である。一見すると目に見えない「先進国」における「子ども期の喪失」は、「子どもの権利条約」からみてどのように解釈されるべきか。筆者の理論枠組みを示すと、その大綱は以下のようなものになる。

第一に、その中核的な内容は、子どもは、生存が確保された上で、肉体的・精神的に成長発達する存在であるという点にある。このことは「子どもの権利条約」の第六条の成長発達権こそが子どもの権利の中核であることを示していると言える。そして、この成長発達の具体的な目標は、教育の目的を定める二九条によってその内実が与えられる。すなわち、「子どもの個性（人格）、才能および精神的・肉体的能力を可能な最大限まで発達させ（二九条（a））、自分らしくかつ他者の人権を尊重できるような人間になること（同（b）（c））」こそが子ども期の中核的な達成目標である。

第二に、それではどのようにすればこのような内容をもった成長発達が達せられるのか。「子どもの権利条約」は上記のような人間に成長発達するための手段として、意見表明権およびその意見の尊重原則を規定している。すなわち、意見表明権という権利行使の主体性を子どもにも保障することを通して、子どもが自ら成長発達の主体になること（人格形成主体性）を承認している。さきに述べた中核原理としての成長発達権が伝統的な自由権および社会権を内包する複合的な権利であることは論をまたないが、この意見表明権は、子どもが一人の人間主体として尊重されることとなしには、精神的・人格的に発達できないことを明確にした成長発達権の一部でもあり、その射程範囲は多義にわたる。

① 人間としての独立主体性を保障する権利…意見表明権は、子どもが人間としての存在に由来する自己のニーズ

や欲求を表明する権利であり、また、それらが親や先生や国家によって一方的に抑圧されないように異議を唱える権利である。自己の欲求やニーズを力によって無視され、考慮されないということは、奴隷状態であり、人間としての独立主体性を無視されることを意味する。子どもは大人になるまでそのような奴隷状態におかれるのではなくて、意見表明権を通して、自分の人生に自ら参加する独立の人間存在として承認されることになる。しかも、この意見表明権は、他の一般人権の行使が国家のパターナリスティックな介入・干渉からは解放されても、対親との関係では、その指導・監督に服することが前提とされているのに比して（五条参照）、子どもが誰からの介入・干渉も無しに自己完結的に行使しうる唯一の権利である。すなわち、子どもが親に対して意見表明をするに際しては、親もその権利行使に介入・干渉（指導・監督）できないと考えられるべきである。<sup>16)</sup>

② 大人との対等な当事者性を保障する権利…一二条一項の後段は、子どもの見解は、「その年齢および成熟に従い、正当に重視される」と規定する。子どもの意見は正当に重視されなければならないのであるから、少なくとも子どもは自己に影響を及ぼすすべての事項について、社会的に不可欠な一方当事者として意思決定過程に参加する法的地位が保障されていることになる。なぜなら、子どもの意見表明権を正当に重視することなしには、大人が一方的に意思決定を行うことができないからである。もはや大人や国家の「生の実力」による一方的なまたは恩恵的な支配・管理の客体とは考えられていない。ここでは、子どもは、社会的レベルにおいても、大人と対等に、意思決定過程構造を担う当事者として、登場することになる。

③ 人格の成長発達にとつての不可欠な権利…意見表明権の本質的な重要性は、それが成長発達権の実体的な内容を形成する権利でもあるという点にある。これは次のような子どもの成長過程における人格形成の心的機制に根拠を有する。子どもは欲求が満たされないと、人間の自然の反応として、怒る。しかし、怒っても怒っても親は平然とそ

れをかなえてくれる。このような親に対する安心感を経験する過程の中から子どもにはやがて償いの感情が生まれ、親に対して、また、他人にたいして共感する能力が生まれる。<sup>(17)</sup>

このように子どもの人格形成の心的機制をみてみると、欲求や怒りを抑圧・抑制するのではなくて、それらが意見表明として解放されることによってはじめ子どもたちは自律的主体へ向けて成長発達することが可能になる。自己崩壊を防ぎ、成長発達が充足されるためには、欲求↓怒り↓意見表明の連鎖が常に保障されていなければならない。

④ 社会に参加する民主的権利・子どもは、大人になるまで、社会的な存在として無視されるのではなく、まさに子どもの視点からの意見表明を通して社会に参加し、硬直した大人の社会に新しい息吹を与えることができるのであって、意見表明権は子どもに社会的主体性をも付与する権利である。

⑤ 自己の最善の利益を確定する手続的権利・子どもの最善の利益は、「社会福祉機関、裁判所、行政機関または立法機関」によって「第一次的に考慮され」(二三条一項)、また親等の「基本的関心」となる(一八条一項後段)のであるが、本条約は、子どもの最善の利益が具体的にどのような内容であるかを明らかにしていない。「子どもの権利条約」の策定経過からしても、子どもの意見表明権は、子どもの意思を確認することによって、何が子どもの最善の利益であるかを判断するための手続的権利となっている。<sup>(18)</sup>

なお、一二条二項は、司法上および行政上の手続において、聴聞を受ける権利を保障しているが、その特徴は、上述のすべての側面を実現するものとして機能する。

第三に、「子ども期」の保障に不可欠な権利として、「居場所を保障してもらおう権利」を挙げなければならない。日本の子どもたちの「子ども期の喪失」の大きな特徴は、家庭でも、学校でも、一人ひとり子どもの欲求の充足に代え

て、社会の要請する画一的な価値観を押しつけ、子ども期を管理支配している、という点にあった。子どもたちは、たとえば、ばからしい校則を体罰で強制されることによって、あるいは親の前で「勉強のできる良い子」を演技するために、自分の欲求を殺す。自分を放棄し、意見表明しない人間になり、そして周りの画一的な価値観によって自己を律することこそ、日本社会の最高の価値であり、自己保全の一番の近道であると考えるような人間に育て上げられている。このような日本社会の子どもの現実を直視するとき、日本の子どもたちは、たとえ意見表明権が保障されていても、それを行使することができない。自己または相手方にとっていかに不利益または不愉快なことであれ、意見 (views) を自由に表明できるためには、「そのままでもいいんだよ」「そう、大変だったね」と言って安心して受容してもらえ人間関係 (居場所) の保障こそが不可欠の前提であり、それなしには意見表明権も画餅でしかない。また、子どもは、自己の欲求を抑圧されるのではなしに、それを意見表明という形で外部に自由に表出することが許され、大人がそれにきちんと対応するプロセスを通してのみ、他者の人権をも尊重できるような人格へと発達することができるといふ心理学上の知見にかんがみるとき、「自己の存在をそのまま認めてもらえるような人間関係を保障してもらおう権利」、言い換えると「居場所を保障してもらおう権利」は、成長発達権の前提でもある。かくして、「居場所を保障してもらおう権利」は、意見表明権および成長発達権を実践するための不可欠な前提的権利として、両権利の中に内包されていると解釈しなければならぬ<sup>(19)</sup>。

第四に、子どもの権利行使および成長発達権の保障に対する第一次的責務を親に委ね、国家の子どもに対する直接的な介入・干渉をきわめて例外的な場合に限定しているという点である。

「子どもの権利条約」は、人権規約に網羅されている市民的自由の多くを、子どもにも、明文で保障するにいたっている。表現の自由 (一三条)、思想・良心および宗教の自由 (一四条)、結社および集会の自由 (一五条)、プライ

バシー・通信および名誉の保護（一六条）といった人権条項群である。これらは子どもの権利宣言にも含まれていない。しかも、これらの条項群それ自体の中には、子どもであることやパターナリスティックな視点からの制約を留保していない。それどころか、条約の第五条は、子どもがこれらの権利を行使するにあたっては、当該子どもの能力の発達に応じた親の指示・指導権を尊重しなければならない国家の義務を規定するにいたっている。したがって、对国家との関係では子どもはこれらの人権の独立行使主体として登場することになる。子どもが一般人権を国家から独立して行使しうるということの承認は、子どもは未熟であるかがゆえに当然人権を制約されると考えてきた伝統的な子どもイメージとの決別を意味するとともに、一般人権と成長発達権が緊張関係にある場合においても、「社会的躰け」とか「教育的配慮」といったパターナリスティックな観点からの国家の介入・干渉を許容するものではなく、親の指示・指導権を前提とした権利行使を是認することの方が、子どもの成長発達がよりよく達成されることを認めたものといえることができる。<sup>(20)</sup>

子どもの成長発達権の保障主体（たとえば親）との関係では、一八条一項で、親は「子どもの養育および発達についての第一次的責務を有する」と定め、その二項で、親のそのような責務遂行に対する「適切な援助」を国家に義務づけている。きわめて例外的に、たとえば、身体的暴力、虐待、放置、搾取といった、親が子どもの成長発達権を著しく侵害する場合（一九条）、あるいは子どもの最善の利益にかんがみて、親から分離したり、家庭環境から引き離れた方が良い場合（九条一項）等に限って、国が子どもの成長発達権の直接的な保障主体として登場することが容認されるに過ぎない。

このように「子どもの権利条約」は、「居場所」の保障された親子関係を前提に、子どもの意見表明権を中心とする権利主体性を承認することによって、個々の子どもの成長発達がもっともよく達成されるという視点を貫いている。

8 小括

これまでの国連「子どもの権利委員会」での審査・最終所見を見る限り、経済的に豊かな「先進国」のもつ特有の問題が正面から取り上げられたことはない。そのような国の子ども問題に関しても、周縁に貼り付けられた子どもの差別を中心とする伝統的な権利侵害に焦点が合わされていた。もちろん、日本社会にも周縁に貼り付けられた多くの子どもの重大な権利侵害が日常的に存在しており、継続的に創り出されている。したがって、日本の初回審査に際しては、従前の例にならってそのような周縁に貼り付けられた子どもの問題を中心に、伝統的な差別と各論的な子どもの権利侵害を取り上げることも可能であった。しかし、それではいかにも賽の河原でしかない。というよりも、それでは、日本の子ども問題の一部をあつかったことにしかならない。

筆者の問題関心の第一は、戦後五〇年、経済発展のために形成された日本の社会文化構造がシステムとして生み出すメインの子どもたちの問題を欠落させてはならないという点に、そして同時にそれが経済発展とそれを支えている社会秩序の効率的な維持発展のために周縁の子どもたちの問題をも生み出しているという点にあった。4および5で述べたように、国家経済発展を最優先目標とする社会文化構造の中で、子どもたちは「それがあなたのためよ」という名のもとで、また公共の福祉という名のもとで、過度の能率と競争の原理によって管理支配され、序列化されている。その結果、すでに述べたように、経済的に豊かな国日本社会の子どもたちは、

①人間としての尊厳の喪失…個としての人間の主体性を否定され、

②人間関係⇨居場所の喪失…「あなたは、あなたのままで、生きていく価値があるんだよ」とその存在をまるごと抱えてくれ、安心と自信と自由を保障してくれる人間関係(居場所)を剥奪され、そして、

③ 人格形成の機会の喪失…自分らしくかつ他人や社会のためにも生きられるような人格へと成長発達する機会を奪われる、  
 という決定的な人権侵害、すなわち「子ども期の喪失」にさらされている。

第二の関心は、これらの「人間の尊厳の剝奪」、「居場所の剝奪」そして「人格形成の機会の剝奪」という日本社会における子どもの人権侵害を解決するために、「子どもの権利条約」をどのように解釈すべきか、いいかえると、伝統的な差別論や各論的な権利侵害論を越えて、国連「子どもの権利委員会」での審査のためにどのようなあらたな理論枠組みを提供すべきか、という点にあった。

「子どもの権利条約」においては、個別具体的な権利の保障とともに、それを束ねる一般原則として、差別の禁止(二一条)、子どもの最善の利益(三一条および一八条)、成長発達権(六一条)および子どもの意見表明権(意思の尊重)(二二条)の四つがあるといわれている。<sup>21)</sup> これら四つの原則の相互関係および理論的体系化はいまだ明らかにされていない。これら四つのうち、差別の禁止は大人にも保障されなければならない古典的な権利であり、また子ども「最善の利益」原則は、三一条との関連では国政上の政策決定に際して、また一八条との関連では具体的な親子間における利害衝突に際して、まさに子どもが子どもであるがゆえに保障されなければならない価値(利益)の推定的な優越性を規定したものであって、子どもの権利の総括的な規定ではあっても、それ自体から実体的内容を引き出すことは困難である。

これらの一般原則に対して、表現の自由や自己決定権と区別された意見表明権(子どもの意思の尊重あるいは参加権)および成長発達権は、まさに子どもに特有な権利として条約の中に実定法化されたものであり、「子ども期の喪失」を克服するための理論枠組みはこの二つの権利から導かれることになる。この二つの権利がどのような関係にあ

るかについての終局的な結論は、現段階では留保せざるを得ないが、両権利はそれぞれに子ども特有の本質を維持しながら、相互補完的なものとなっている。

意見表明権は、子どもが子どものままで人間主体として尊重されなければならない権利を保障したものであり、子どもの人間の尊厳を表現する中核的な権利である。その具体的な内容は、①子どもが力によって抑圧されるのではなくて、自分の欲求（見解・意思）を自由に表明することが許されること、②それが単なる技術的・名目的な管理支配の道具ではなくて、実質的にも年齢と成熟度に応じて適切に尊重されるものであること（否定される場合にはその理由を納得のいくように説明してもらえらることを含む）、③子ども（自分）にかかわるすべての事柄に関して、その社会的な意思決定過程において大人と対等な当事者性が与えられること、④これらを通して、子どものままで社会的存在として尊重されること、⑤同様に、自らの成長発達主体として、自らの人生に参加すること、⑥このような意見表明の機会を社会的システムとしてすべての領域で確立すること、といったものが含まれることになる。

成長発達権は、その究極的な理念目標を、「子どもの人格、才能ならびに精神のおよび身体的な能力をその可能な最大限まで発達させること」を規定する二九条（教育の目的）に求めることができるが、さらにその内容を具体化する権利としては、差別的禁止を含め、「子どもの権利条約」の各論的な諸権利を援用して決定されることになる（それらの権利の中でも、三一条の休息、余暇および文化的生活に関する権利の新たな保障は画期的な意義を有している）。そして「子どもの権利条約」の何よりも革新的なことは、子ども自らに、その成長発達の権利主体性を、一二一条の意見表明権を通して保障しているという点である。その意味で意見表明権は成長発達権を実現するための道具的な権利としての性格を備えている。さらに「子どもの権利条約」は、成長発達の保障主体を五条・一八条を通して、親に与えている。しかし、これは、上述のことからも明らかとなり、子どもの成長発達を国家権力から解放して、

「権利論的な成長発達観」を前提としているからであって、これまでの「バターナリスティックな成長発達観」維持することを図ったものではないことは、明らかである。

このように、わが国の子ども期の喪失の①と③は、意見表明権および成長発達権の解釈およびそれらの保障を通して解決可能である。しかし、②の「居場所を保障してもらおう権利」については、子どもの権利条約はそれを保障する直接的な規定を用意していない。しかし、子どもは「自己の存在をそのまま受容してもらえない」人間関係なしには、自己防衛のために自由に意見を表明することもできず、また他者を受容する償いの感情をも育成されない、という心理機制にかんがみると、この「居場所を保障してもらおう権利」は、意見表明権と成長発達権の当然のコロラリーとして、それらの中に内在している権利だということになる。そしてそのような「居場所」は一次的には親子関係の中で形成されるということを前提として、だからこそ「子どもの権利条約」は子どもの成長発達の指示・指導の権利・義務・責務を親に専権的に付与したのである。結論的にいうならば、わが国の子どもの「子ども期の喪失」を克服する「子どもの権利条約」の理論枠組みは、親子関係の間に居場所を形成し、意見表明を通して子どもの人間の尊厳と成長発達の主体性を保障しつつ、子どもの成長発達を図ることになる。

筆者の第三の関心は、上述のような理論枠組みを承認する前提として、わが国の「子ども期の喪失」がわが国の政治的・法律的・社会的システムおよびそれを支える国民の内面化された意識によって、維持され強化されているという点である。審査に際して、その中心部分であるわが国の教育制度や社会福祉制度のあり方、条約実施調整機関や監視機関の欠如、子どもの参加システムの不存在、子どもを社会の将来のリクルート要員として管理支配している国や親の子ども観等々が、どのように取り上げられ、はたして「子ども期の喪失」をもたらしているわが国の社会文化構造の中心部分にまで「子どもの権利委員会」のメスが届くかという点にあった。また、批准の当初から、「子どもの

権利条約」の本質を歪曲し、その存在意義さえも否定していた政府の条約広報義務の懈怠、報告審査に対する態度、さらには市民・NGOとの協力体制の確立の完全な否定に対してもどのような審査が行われ、どのような勧告が行われるかも関心の対象だった。

## II 日本政府初回報告に対する本審査とその特徴

### 一 本審査にいたるまでの経緯

#### 1 報告審査制度

一九九八年五月二七日および二八日の両日、第一八回国連「子どもの権利委員会」において、日本政府の初回報告に対する審査が行われた。この審査は、「子どもの権利条約」四四条にもとづいて、「子どもの権利委員会」が日本の条約実施状況を監視するために行ったものである。条約を批准した国は、二年以内に、条約に規定された義務をどのように履行しているかに関して、報告を提出することが求められているが（最初の報告は発効後二年以内、その後は五年ごと）、それを国連の「子どもの権利委員会」が審査し、不都合な点があれば、当該国政府に対して問題点の指摘や改善のための「提案」と「勧告」を行うことになっている（条約四四条および四五条参照<sup>(21)</sup>）。

#### 2 日本政府の初回報告提出

日本政府も、この報告審査制度の要請に基づいて、一九九六年五月末、「子どもの権利委員会」に対して『児童の

権利に関する条約「第一回報告」を提出しており、今回の審査は主としてこれに対して行われたものである。「主として」というのは、後に述べるように一九九七年一月一日に開かれた予備審査に基づいて、委員会から日本政府に質問リストが送付されており、それに対する政府の文書回答<sup>(23)</sup>、および審査当日に口頭で提供された情報も審査の対象にされたからである。

### 3 NGOの代替報告の提出

日本政府によって提出された「政府報告」がいかに杜撰なものであったかは、今回の審査で手厳しく批判されることとなったが、このような政府の無責任な態度はまったく論外としても、政府報告書には、当然のこととして「施策を実施する側の評価と論理」に基づく政府自身の「自己評価書」という本質的な限界がある。そこで、条約は、政府報告書は子どもの実状を必ずしも正確に反映したものではないとの前提に立って「審査報告制度」を構築しているのであって、審査のための情報をできるだけ多くの筋から集めるシステムを用意している。「子どもの権利委員会」は、条約四五条に基づいて、ユニセフ、ILO、WHOといったような「国際機関」とともに、「その他の権限ある機関」としてNGOを位置づけ、国内NGOからの情報を決定的に重要視するとともに、政府がNGOの経験と知恵を生かして子ども問題に取り組むことを求めている。この要請に応えて、今回の審査のために、日本からは「つくる会」<sup>(24)</sup>、日弁連、人権連等の三つのNGOグループが代替報告書を提出していた。「つくる会」の市民・NGO報告書は、日本の子どもの置かれた権利状況の実態について草の根レベルの情報を国連に提供する唯一のものだった。<sup>(25)</sup>

### 4 予備審査

委員会は、これらの提出されたNGOからの代替報告書に基づいて、すでに提出されていた日本政府報告の問題点を明らかにして質問リストを作成し、日本政府に補充報告を求めするため、一九九七年一月一四日、三団体のNGO代表をジュネーブに招請して予備審査を開催した。筆者も「つくる会」を代表して、堀尾輝久中央大学教授および世取山洋介新潟大学助教授とともにプレゼンテーションを行い、質疑応答に参加した<sup>(26)</sup>。日本のNGOがバラバラにそれぞれの主張を行うのではなしに、日本の子ども状況を説得的に委員の人たちに理解してもらうために、それぞれの団体の独自性を保ちつつも、プレゼンテーションの内容が相互に重複しないよう事前に打ち合わせを行った。その結果、「つくる会」は日本の子どもの権利状況を理解するための総論的な視座と枠組み、個別領域としては、教育、遊びと余暇、医療・健康、家族政策を、人権連等が一般的措置および一般原則を、そして日弁連が福祉と少年司法を、主として担当することになった。これは、多種多様な委員の質問に対して、日本側が責任をもって回答をするためにも不可欠なことであった。結果的には、三団体によるみごとなアンサンブルを実現しえた。

予備審査において、私たち「つくる会」が主張したことは、総論的には、すでにIで指摘した問題関心であり、経済発展至上主義のもとにおいて、日本の子どもたちが従順と服従を強いられ、ありのままを受け入れられる人間関係（「居場所」）を剥奪されていること、各論的には、それが集約して表れる日本の教育制度を中心に、経済発展のためのリクルートのシステムとなってしまうという日本の教育制度がいかに条約二九条からかけ離れたものになってしまっているか、そして、子ども、親、教師の協力によって、社会のメインストリームに属する子ども一人ひとりの人間の尊厳を尊重する、人格発達のための教育を創造していくことの必要性を強調した。プレゼンテーションの後の委員の質問では、メイソン議長をはじめ、後の本審査で大活躍をされた、カープ、パルメ、ウェドラーゴといった女性委員から鋭い質問が寄せられ、その大半が、私たちに向けられたものであり（二三問中九問）、「居場所 (human rela-

tionship or place where a child is accepted as he or she is)」「文化 (culture)」「社会文化構造 (socio-cultural structure)」「服従と従順 (Obedience)」といったことが飛び交い、さながら学術討論会の観を呈した。委員の問題関心は、他の二団体を含む日本のNGOが列挙した個別的人権侵害状況を前提に、「経済的に豊かな国日本で、なぜ？」という点にあった。私たちの主張する社会文化構造的な「子ども期の喪失」という問題関心とみごとに共鳴するものだった。会議の後の昼食会で、「あなた方の提起した問題は、世界中の先進国に見られる問題で、先進国を審査するときの枠組みができた」と言ってくれる委員もいた(パルメ委員)。

なお、この予備審査では、「子どもの権利委員会」始まって以来、はじめて、日本からの子どもが自ら、「日本においては子どもが、いかに自らを殺し、意見表明できないでいるか」について意見表明をし、委員から絶賛を博したが、国連審査への子どもの参加という画期的な先例を確立した。これに関しては、後に詳述する。

## 5 補充的予備審査

通常、本審査は、予備審査の次の会期で行われることになっているが、日本政府の都合で一二期飛ばしの一九八八年五月二七日から行われた。筆者には、七ヶ月も経っているので、委員会があつた予備審査の情熱をもって本審査に臨んでくれるか、一抹の不安があつた。そこで、やはり一二期抜けて本審査に入ったオーストラリアの先例にならつて、委員会に対して、予備審査における問題点の復習および予備審査後のあらたな情報の提供を目的とする補充的な予備審査を本審査の前に開いてくれるよう申し入れをした。そして五月二六日に一時間だけではあつたが実現の運びとなつた。

「つくる会」としては、直前に頻発した一連のナイフ事件、所沢高校問題、一層激化し続ける不通学ないしは通学

拒否問題等の新たな情報の提供を試みながら、抑圧的なシステムの中で、子ども期の喪失がいよいよ顕著になっていくことを報告したが、これに対しては、「そのような抑圧的・競争主義的なストレスの多い教育制度を変えるためには、どうすればよいと考えるか、親の姿勢を変えるにはどうしたらよいか」という質問がただちに返ってきた。私たちの枠組みを理解した上で、解決の処方箋を求めてきたのだ。昨年、予備審査で示した私たちの枠組みはしっかりと委員の間で堅持されていた。私たちは、学習指導要領の拘束力の撤回、高校入試制度の撤廃、および市民・NGOで蓄積されている知識と知恵を政府がただちに取り入れ、それを普及させることの重要性を訴えた。

## 二 審査の一般的特徴

### 1 審査の流れ

かくして、一九九八年五月二十七日午前一〇時ちょうど、国連欧州本部の第一四室で、各委員の紹介および赤尾日本政府代表の冒頭発言の後、カープ議長の「では、子どもの権利委員会の委員と日本政府代表団の間の対話を始めたいと思います。章別に条約を扱っていきたいと思います。委員の方には章毎に質問を出していただきます。そして、それぞれの質問に関して、代表団のほうからお答えをいただきたいと思えます」ということばで、日本政府報告に対する第一八会期「子どもの権利委員会」の本審査は開始された。

二十七日・二十八日の両日ともカープ委員 (Judith Karp)<sup>(29)</sup> が議長を務め、出席委員は、二十七日には、パルメ委員 (Iisbeth Palme)<sup>(29)</sup>、サーテンバーグ委員 (Marilia Sardenberg)<sup>(30)</sup>、ラーバー委員 (Ghassan Salim Rabah)<sup>(31)</sup>、コロソフ委員 (Yuri Kolosov)<sup>(32)</sup>、フルチ委員 (Paolo Francesco Fulci)<sup>(33)</sup>、二十八日にはウエドラーゴ委員 (Awa N'Deye

Quadrango) が加わった<sup>(34)</sup>。委員はそれぞれの出身国を代表しているのではなくて、個人の資格で任務を遂行することというを待たない。

日本政府代表は赤尾国連全権大使を団長に、外務省の貝谷人権難民課長をはじめとする、関連各省庁から派遣された都合二三名の代表で構成されていた。その中には、二名の女性代表も参加していた。

本審査は、冒頭のカープ議長の発言にもあるとおり、委員会のガイドラインに沿った章ごとに、委員の質問に政府代表が回答するという形で進められ、二七日午前一〇時〜午後一時(四六五会合)には条約の一般的措置について、午後三時〜六時(四六六会合)には子どもの定義、一般原則について、また二八日午前一〇時〜午後一時(四六七会合)には市民的自由、家庭環境・代替的監護、健康・教育、特別保護措置について審査が行われ、最後に各委員の暫定的な所見が表明された。

また、二七日および二八日の昼休み終了前の午後二時三〇分から各三〇分間、日本からの子ども三名(DCI日本支部二一世紀委員会のメンバー三名と同事務局長)がプレゼンテーションを行った。子どもが審査会場で直接「子どもの権利委員会」に意見を表明したのは、昨年の予備審査以来二回目のことである。

本審査は公開で行われ、日本から市民・NGOのメンバー約七〇名が審査を傍聴した。このように多数の傍聴者が詰めかけたのは、「子どもの権利委員会」始まって以来のことであり、委員会の審査に情熱的な刺激を与えると共に、委員もこのように情熱的に取り組む日本の市民・NGOの存在を高く評価し、最終日の二八日の夕方に開かれた「つくる会」主催のパーティーには、翌日の審査を控えて多忙な中、七名中五名の委員が参加し、草の根運動をになってきた日本の市民・NGOと委員との直接的な交流を深めることができた。

## 2 審査の概括的特徴

全般的にみて、各委員は、市民・NGOの報告書をよく読み込んでいた。審査の最大の特徴は、これまで委員会が伝統的に重視してきた、そしてどの国の審査でも指摘される一般的措置（条約の広報、NGOとの協力体制、条約実施・監視機関、留保事項、条約の国内法上の地位）、および一般原則の中の差別禁止原則に基づく周縁に貼り付けられた子どもの問題（在日韓国・朝鮮人やアイヌの子ども、非嫡出子等）ばかりでなく、経済的に豊かな国、日本社会のメインストリームにいる子どもの抑圧的な人権状況が、同様に真っ正面から取り上げられた、という点にある。大まかに言えば、①日本の子どもが、権利行使の主体ないしは人間の尊厳をもった主体であるということが保障されていないこと、②社会のあらゆる領域で保護という名のもとで、また暴力・体罰によって管理支配されていること、③子どもの最善の利益・意見表明権（意思の尊重・参加権）という一般原則の保障および市民的自由の保障によって子どもの人間の尊厳ないしは人間としての権利主体性を回復尊重すべきこと、特に④子どもを激しい競争に駆り立て、過度のストレスにさらしている教育制度を全面的に見直すこと、⑤家庭環境・児童福祉との関連でも、メインストリートの思考枠組みの中で必然的に生じてくる、父親の長時間労働と子育てへの参加の問題や民法上の子どもに対する親の支配権の問題が、さらには家族を奪われた子どもに対する権利保障制度、および障害をもった子どもに対する社会的受容（inclusion）の視点の全面的な欠如、等がさまざまな表現で指摘された点に特徴を見ることができるといえる。しかし、これらの具体的な問題は、最終所見と深く関連するところであり、それらについての審査における議事録を踏まえての詳細な検証は次章に譲ることにして、ここでは、日本に対する審査に際しての一般的な背景となっている特徴を抜き出してみることにしたい。

### 3 問われた日本政府の条約に対する基本的態度——子どもを権利主体と見ていない日本政府

メインストリームにいる子どもであれ、周縁に送られた子どもであれ、日本の子どもたちが、一人の人間としてみなされていないこと、いいかえると人間の尊厳を実現する権利行使の主体とみなされていないことに対して、審査では冒頭から鋭い質問が寄せられた。赤尾代表が、日本の子どもへの幸せを願って発言したことはそれ自体が、「子どもの権利条約」の基本的な考え方とはかけ離れたものだったのだから皮肉である。これは、委員会に提出された日本政府の報告書の序の部分で展開されている、現行児童福祉法一条を基礎にした子ども観そのものがいかに誤ったものであるかが審査を通して明らかにされたと言える。依然として「<sup>(35)</sup>パターナリスティックな成長発達観」を堅持している日本政府は、子どもの権利を、そして「子どもの権利条約」をまったく理解していなかったのである。

① サーデンバーグ委員・赤尾代表が冒頭発言で「政府だけでなく、家庭、学校、地域社会、マスメディアもまた児童を保護するための重要な責任を認識する必要がある」と述べられたパラグラフに言及したいと思います。子どもの保護の重要性をそれほど強調されているのでお伺いしたいのですが、保護の対象としての子どもという観念から権利の主体としての子どもという観念——これは子どもの条約の主要な精神でもあるわけですが——への移行が日本社会においてなされているのか、日本政府はどのように認識されているのでしょうか。これに関連してお伺いしたいのですが、例えば、学校にいる子ども、あるいは通りにいる子どもにも条約および自分の権利について知っているかとたずねたときに、ここ数年の日本政府による努力の成果として、どういう反応が日本の子どもたちから返ってくるか考えか伺いたいと思います。

② サーデンバーグ委員・次に強調したいのは保護を必要とする子どもという考え方から市民としての子どもという考え方への移行の重要性です。といますもの、この点に関する日本政府代表団の態度があまりであってからです。私はこれが本条約の主要な特徴であると考えております。私たちはかつては児童に対して福祉を提供してきましたが、現在では、子どもを人間として、市民として、そして権利の主体として見たいと思っっているのです。日本政府が子どもに対する施策に大きく関わり、

多くの新しい努力をしていることも理解いたしましたので、本条約の実施に対してもう少し政治的なコミットメントをしていただくこと、条約を政治の道具として用いることを期待します。

③ パルメ委員…条約は、子どもは自分の権利を持つていう、子どもに対する新しい見方を導入しているものです。条約は子どもとの関わり方を変えるものです。親の地位およびその身分に関わらず、子どもは「合法性」に対する権利を持っているということについて随分触れました。施設における子ども、障害を持つ子どもの問題にも触れました。また帰国後、自らの責任を果たすことのできない親を持つ子どもに対するケアをどのようにして平等化するのかを想起することは特に重要だと思えます。

カープ議長は、子どもの人間としての尊厳ないしは子どもの個としての独立主体性を「子どもの最善の利益」原則から演繹し、日本政府や社会が子どもに対する「保護」や「愛情」と「子どもの最善の利益」とを混同しているのではないかと指摘する。そして親や社会が「これがあなたのためよ」というパターナリスティックな「保護・愛情」をかけて、子どもを将来へ向けての冬眠中の存在と考えることが、いかに子どもの人間としての尊厳を侵すものであるかを説く。昨年一二月の日本公演においても、カープ氏は、「子どもの意見に基づいて子どもの最善の利益を判断するということは、子どもを、将来大人になるために真空状態の中で待っている冬眠中の人間としてではなく、尊厳を持った現実的な人間として、すなわち、社会の一員として、また自分の人生へ参加する人間として子どもをみなすことなのです」と語られていたが、審査に際しても、次のように同趣旨を指摘している。

④ カープ議長…私は先程子どもの最善の利益が第一次的な考慮事項とならなければならないと申し上げました。国内法においては子どもの最善の利益が第一次的に考慮されなければならないことを明示した条項はありません。親の責任に言及した民法においてさえも、この事を明示した条項はありません。報告書および文書回答から、子どもに対するケア、愛情、子どもの最善の保護が児童福祉法において考慮されていると理解しております。しかし、子どもに対するケア、愛情、そして子どもの最

善の利益が明らかに混在しています。それは同じではありません。なぜならば子どもの最善の利益は、子どもを扱っている専門家、教師などの人々が考慮すべき新たな要素を導入することを目的とする原則だからです。それは、子どもの利益は、その親の利益および子どもに責任を有する者の利益からは独立しているということです。そして子どもの利益は、他のすべての利益との妥協の結果として考慮されなければならないということではなく、第一次的に考慮されなければならないのです。考慮にあたっての独立した要素であるという考え方が子どもの毎日の生活の中に本当に導入されているのかどうかを伺いたい。

⑤ カープ議長…この条約は単なる書類でも、単なる情報源でもありません。それは生きた文書で、それは実践されなければなりません。すべての子どもが毎日の生活の中で条約の意味を実感しなければならぬということです。本条約は人間の尊厳に関するものです。すなわち、子どもが「非合法」と呼ばれば人間としての尊厳を犯されたことになるのです。子どもがもしその個性と人格を受け入れられなければ、それは人間としての尊厳を侵されたことになるのです。自分に関わることに付いてその意見を聞かれなければ、それは本当の意味でのパートナーとなる機会を奪っているのです。それはその人間としての尊厳を侵していることになるのです。日本において子どもは未来の創造者であるといわれています。これに含まれているメッセージは、将来の創造のために、今、子どもをパートナーとすることです。

#### 4 問われた日本の社会文化構造——人権後進国性と抑圧的構造

本審査の大きな特徴は、前述のように子ども人間としての権利主体性が認められていないという指摘にとどまらず、それを生み出している、ある場合には社会的システムとして、またある場合には日本人の集団意識として存在している、日本の人権閉塞的な抑圧の社会文化構造が、手を変え品を変えてみごとなまでに暴かれているという点にある。この文脈にかかわる委員の発言は、非常に多義にわたるが、たとえば本稿のIで述べたような形で理論的に整理・体系化されたものとして提起されているわけではない。したがって、なぜ女性差別が依然として存在しているの

か、なぜ子どもをそれほどまでに競争主義に駆り立てているのか、なぜ学習指導要領や教科書検定や校則でそれほどまでに厳格に先生や生徒を縛り付ける必要があるのか、なぜ暴力や体罰が学校・施設・家庭等の社会のあらゆる側面に蔓延しているのか、すなわち、なぜ、そのような抑圧的な社会文化構造が日本には存在し維持されているのか、そしてその必要性は何なのかといった、最も根本的な疑問については、予備審査の時と同様に、委員たちは歯ぎしりせんばかりに執拗に、政府代表に回答を迫っている。しかし、政府代表の想定問答集には、これらの「なぜ」に対する回答はまったく用意されていなかった。政府は法解釈の説明と現状肯定に終始した。審査最終時の予備的所見でウェドラーゴ委員が、暴力との関連で、「政府もやはりなかなか良い説明、解決策が見つからないということのようです」と述べ、またサーデンバーグ委員が「私もはあまりにも多くの質問をしたようです。それはすでに日本政府が多くのことをしたからでしょうし、あるいは、もう少しできることがあるからでしょう」と発言しているが、筆者には、事実を直視し、条約との関連でその原因を前向きに分析しようとしなかった政府に対する痛烈な批判と皮肉であるように思えてならない。

(1) 女性差別の存在する社会

「子どもの権利条約」の基本的な精神は、もっとも弱い子どもに対しても、一人の人間としての主体性が平等に保障されなければならないという点にある。サーデンバーグ委員は、日本政府の代表団の男女構成をみて、やはり冒頭の質問で、日本社会が女性を差別しているのではないかとの強い懸念をぶつける。その裏には女性の人間の尊厳が保障されていないような社会では、ましてや子どもの尊厳が保障されはしないという認識があるのである。この質問に対して、赤尾代表は、今回の代表団がたまたまこのような構成になったのであって、官庁にはたくさん女性の

働いており、差別はない旨を回答したが、委員は、さらに続けて、データを示しつつ日本のジェンダー教育そのものに問題があるのではないかと問い、さらには、パルメ委員の父親が養育の共同責任を負っていないのではないかと問い質問へと続く。日本社会のメインの部分に存在する旧態然たる女性差別の意識が、子どもの権利と関連して鋭く指摘されている。このことは、子どもの権利が承認される社会になるためには、大人を含む他の一般人権がきちんと保障された社会が前提となること、いいかえれば子どもの権利の保障は、大人の権利の保障でもあるということになる。

⑥ サーデンバーグ委員：最後の質問は、日本政府代表団に関係するものです。非常に多数の代表からなる代表団を派遣されたことを高く評価します。議長が強調されましたように、多分野にまたがる代表団であり、政府の多様な部門が子どものための活動に関わっていることを意味するからです。同時に、日本政府代表団の圧倒的多数は男性です。一面では推奨されるべきことです。子どもは、男性および女性の双方の関心の対象となるべきだからです。しかし同時に、代表団、従って、子どものための仕事への女性参加が少ないことについて懸念を表明したいと思います。

⑦ サーデンバーグ：日本における女の子の状況に対する私の懸念を強調するために昨日の議論に戻りたいと思います。これに関連して男女間の婚姻適齢の違いを再考することの重要性を強調したいと思います。教育制度の領域において性的な観点を導入するためのより大きな努力の重要性を指摘したいと思います。就学に関する最近のデータを提供していただきました。しかしそのデータは男の子は理工系の大学に行き、女の子は短大に行く傾向があるということを示しております。もちろんこれは偶然ではありません。これは日本社会において未だ支配的な性的役割に関する考え方の反映です。再び代表団がほとんど男性によって構成されているという問題を蒸し返して申し訳ないのですが、これは興味深いことです。すべて女性から構成されている政府代表団と問題を話し合うこともあります。これはその国におきましては子どもは女性の関心の対象で、男性は子ども意見の聞くことではないということを示しております。今日は状況が違ってまいります。ほとんど男性です。これは、女性が高官につくことに関連して困難を有していることを示しています。日本政府代表団の中にも女性はおりますが、彼女はあな

がたに書類を渡すだけで、発言席に座るわけではありません。性的観点に関する態度を変化させるために努力することの重要性を強調したいと思います。これは特に学校において重要です。例えば、教科書に関連して、ステレオタイプな性的役割分業を示す記述を排除するために教科書の見直しを行なったのかをお聞きしたい。学校はステレオタイプな分業意識が始まるルーツなのです。日本における、学校および家庭における女の子の状況に関する政府代表団のコメントを求めたいと思います。

⑧ パルメ委員・農村出身の日本人女性にお会いしたことがあります。私がジュネーブに来る前にスウェーデンに立ち寄りられました。スウェーデンの父親が子どもとフットボールをやっている姿を見て日本ではこのような光景を見ることはできないとおっしゃっていました。日本では違った遊びをしているのかもかもしれませんが、男性社会を代表している日本政府代表団に対して提示するには非常にデリケートな問題で申し訳ないのですが、問題に答えていただければと思います。

## (2) 「従順」と「抑圧」を強いる社会システム

日本社会において、子ども問題が集約的に現れる学校教育制度を中心に、親子関係においても、施設においても、子どもが「従順」と「抑圧」を強いられていることが、繰り返し質問されている。学習指導要領や内申書あるいは学力の達成度を入学試験によって競わせるといった教育システムそのものによって、さらにはそれと深く関連しつつ、暴力や体罰によって管理支配されており、その結果、子どもたちが強い欲求不満やストレスにおちいり、いじめや通学拒否や発達障害にさらされている、と。このような状況がいかに子どもの「最善の利益」原則に反するものであるか、またそのような事態を改善するために、子どもの意見表明権(参加権・意思の尊重原則)を保障することの重要性が、いくどなく指摘されている。

### (a) 教育システムによる子どもの管理支配

まず、日本の教育制度そのものが抑圧的なものであり、子どもに従順さを強いる制度となっていることに関して・

⑨ ウェドラーゴ委員…もう一つ最後に問題があると思うのですが、日本の教育制度が子どもにとっても先生にとっても、とっても抑圧的なものになっているという点です。で、日本の教育制度というのはどういふふうにつくられているんでしょう。

先生も生徒も親も、このようなプロセスに参加できるべきだと思っております。そして、よくない制度が上から押し付けられるようなことは、避けなければいけないと思います。

⑩ サーデンバーグ委員…私どもはさまざまな問題を提示してきました。しかし、ある意味ではそれらはすべて教育システムに関係していると思います。私は日本の教育システムが賞賛に値するものであり、高い水準にあることを存じております。日本における経済発展および平和な社会に貢献しています。しかし同時に、私たちは新しい一〇〇〇年を迎えようとしております。システム全体が、権利と自立性ではなく、義務と従順さを強調しています。創造性ではなく画一性が一般的な傾向となっているのです。

そして、これらの「抑圧」や「従順さ」が学習指導要領や内申書や体罰によって維持されていることに関して、サーデンバーグ委員は、次のように述べる。

⑪ サーデンバーグ委員…日本には学習指導要領が存在しています。これは学校にとって極めて厳格な基準となっていると思います。学習指導要領は極めて厳格にそして硬直的に教育課程を決めているように思えます。これらすべての問題が一日にして解決できるとは思っていません。考え方、態度の変化が求められます。しかし本条約はまさに考え方と態度の変化を求めめるものなのです。

⑫ サーデンバーグ委員…日本の教育システム、例えば、教育課程および教師の地位を改正することを検討しているのかどうかお伺いしたい。ガイダンスよりも管理が強調されていると私はNGOの情報から理解しております。教師たちは子どもを罰することを奨励されています。学校外で子どもに問題が起きたときに親より先に知らされるということです。警察は親より先に教師と連絡を取るといふことです。教師は生徒の評価を行なう権限を有しています。そしてこの評価は、競争的な社会にお

いて上昇するのに極めて重要です。にも関わらず、評価は親そして子どもには公開されずに行なわれています。

⑬ サーテンバーグ委員…体罰を受けてその結果死亡したということです。スカートの長さが校則よりも短かったということ、体罰を受けたということです。この問題に取り組んでいるということ、そして措置が取られたことについては存じ上げておられます。しかし日本政府代表にはこの問題にもっと多くの注意を払うよう求めたいと思います。生徒に対する暴力は、日本の教育制度の厳格さ、カリキュラムや校則が硬直化していること、そして子どもの参加が欠けていることと関係があると思います。

⑭ サーテンバーグ委員…体罰に関しての回答に私は満足しておりません。日本政府代表は犠牲となった子どものリハビリについては言及していましたが、それが起きないようにすることが極めて重要です。体罰が違法であるというだけでは不十分です。違法にも関わらず行なわれているわけですので。日本政府はその眞の原因に取り組む必要がありますし、調査を行なうべきです。……次の一〇〇〇年は間近となっていますが、子どもは次の世紀にはおとなになっています。だからこそ子どもたちはその権利を十全に尊重される機会を持つべきなのです。

日本の子どもたちがこのような教育制度の中でいかにすさまじい「抑圧」にさらされ、自分らしくゆとりを享受する暇さえなくなっているかということに対する、委員達の懸念を示すものとして、ウェドラーゴ委員とカープ議長は、次のような皮肉たっぷりの質問を発している。

⑮ ウェドラーゴ委員…条約の第二九条Bに関連したことですけれども、報告書の第三三〇に回答があります。人権と基本的な自由を尊重できるように子どもたちをどのように教育していくということ、すなわちレジャーについては、これはどのように行なわれているのでしょうか。レジャーについてですけれども、確かに文化、教育施設が充実しているというのは大変結構です。けれども、それを利用するだけの時間があるのでしょいか。とにかく余暇が非常に少ないということです。余暇がまったくないと、特に民間の私立の学校では、ということですが。

⑬ カーブ議長…また、学校週五日制の実施状況についても伺いたい。子どもにストレスを与える別のやり方を導入したのではないですか。子どもにより多くの休息および余暇を与えることに成功したと評価しているのですか。

このような抑圧と従順さを強いるシステムや、子どもたちを競争に駆り立てている競争主義的なシステムが、子どもたちの欲求不満、ストレスを生み出し、それがいじめや通学拒否、ひいては発達障害を引き起こしていることに關して…

⑭ パルメ委員…非常に発達した教育制度を持つ高度に競争的な社会であるがゆえに、子どもが日本社会において経験しているストレスについてどのように評価しているのか伺いたい。非常に発達した教育制度と健康システムは賞賛されるべきものです。…しかし同時に子どもはストレスを経験しています。システムの中であまりにも抑圧されていることは子どもの最善の利益ではありません。このことが、いじめ、自殺および、まったく学校に行きたくない子ども—ある意味ではある種の「学校嫌い」を有している子ども—等その他の子どもからの否定的な反応と関連しています。

⑮ カーブ議長…例えば、競争的な高校入試制度が、それと子どもの最善の利益とバランスを取るといふ観点から、取り扱われてきたのか、議論されてきたのか、あるいは再考されてきたのでしょうか。「学校嫌い」という現象、つまり登校拒否 (*refusal to go to school*) が増えています。子どもの最善の利益という観点からこれは議論されてきたのでしょうか。

⑯ カーブ議長…私がお聞きしたいのは、いじめの原因です。体罰によって引き起こされている子どもの欲求不満との関係です。いじめは学校においてよく用いられている体罰に関係しているのではないのでしょうか。

⑰ コロンソ委員…従順さといじめとの間の関係についてです。いじめは日本の子どもに特殊なものではありません。子どもを従順にするという日本政府の政策のもと、日本政府はこれを誇張し過ぎていたのではないかと。あるいは、いじめと従順さにはこれとは違った関係があるのかもしれませんが。従順さを強制しているために、子どもはいじめに過剰反応するのではないのでしょうか。いじめについて調査はなされているのでしょうか。

② フルチ委員…私の最初の質問は第六条の生存と発達に関わるものです。日本において幼児死亡率と伝染病への感染率が劇的に低下したことは満足のいくものです。子どもの健康の水準は短い期間に大幅に改善されました。しかしながらある研究によりみると、日本においては神経システムの発達にゆがみが生じる子どもが多くなっているということです。環境およびライフスタイルの変化が子どもにも多大なストレスを与えているということは日本だけの問題ではありません。しかし日本においては、入学試験など激しい競争ゆえにそういう状況が更に激化しているように思われます。調査によれば、小学校男子の六五%が、女子の八六%が塾に通い、そのため睡眠時間の不足に悩まされているということです。このような主張は本当なのでしょう。ストレスと疲労のために子どもの神経システムの発達にゆがみが生じているのでしょうか。この現象に関してデータをお持ちでしょうか。これについて何か取り組みを行なう予定はあるのでしょうか。

(b) 体罰・暴力・親の権能による管理支配

日本の子どもたちは、上述のような抑圧的・閉塞的な教育制度によってばかりでなく、それと深く関連しながら、学校でも、家でも、施設でも体罰・暴力あるいは親の権能によって管理・支配されている。教育制度と体罰の問題については、すでに引用した⑬、⑭、⑯を参照されたい。委員達は、民法や児童福祉法を引き合いに出しながら、家族や施設での管理支配に言及している。

⑳ フルチ…まず、ウエドラーゴ委員も指摘しましたように、親の指導助言に関する日本民法の規定は、子どもに対する親の権利を規定しています。例えば懲戒権、および職業に関する許可を与える権利です。子どもの権利については認められていません。親と子どもとの間の対話が欠け、子どもは自分の意見を表明する機会を与えられていないと多くの情報源が訴えています。親は、子どもの意志を無視して、子どもの日常生活を決定してしまい、教育に関することも決めてしまうことです。このような訴えに対して、いつどのようにして対応しているのでしょうか。また日本における子どもと親の関係は、子どもの表現の自由にとどの程度影響を与えているのでしょうか。

㉓ カーブ議長…なぜ新しい児童福祉法改正において施設における体罰が明確に禁止されなかったのでしょうか。子どもの施設への措置決定にあたって、子どもおよび親はその手続にどのように関与することができるのでしょうか。その決定に対する不服申立、あるいはそれを変更させるためにいかなる手続があるのでしょうか。

㉔ ウェドラーゴ委員…それから報告書の第一〇二パラグラフですが、子どもの家庭におけるプライバシーの保護、あるいは施設におけるプライバシーの保護、これはどうなのでしょう。子どもの状況そしてまた親の立場、親がどのようこの子どものプライバシーを守るということに認識をしようか。それからこれにつきましては既に質問が出ておりますけれども、この問題についてもお答えを頂きたいと思えます。特に被害者の更生のためにどのような措置が取られているかということについてです。

(3) 日本社会の周縁への貼り付けシステム

日本社会のメイン・ストリームの中に見られる抑圧的、閉塞的構造は、日本の社会文化構造の中心部分を強化・維持・発展するために存在している。そして、それと同じ原理にもとづいて、メインの社会文化構造に同調しない者や中心部分の強化・維持・発展の妨げになる者を、周縁に貼り付けたり、切り捨てたりする排除のシステムができてくる。日本民族に同化しない在日朝鮮・韓国人の子ども、在日外国人の子ども、家族制度を危殆にさらす婚外子、日本の社会文化構造の効率的な維持発展の経済的負担になったり、妨げになる、代替家族を必要とする子どもや障害児、非行少年は、周縁に貼り付けられることになる。

本審査においては、これらの子どもの問題は、基本的には伝統的な差別の禁止の視点から審査された。特に、婚外子問題に関しては、民法における相続分の差別規定について、高裁の違憲判決およびそれを覆した最高裁判決を引用

しつつ、多くの委員から質問が出され、また婚外子の相続差別規定の撤廃を求めた人権規約委員会の勧告に対する対応や民法改正の可能性、さらには戸籍上の続柄記載や「非嫡出子」ということば自体の差別性についても指摘された。在日朝鮮・韓国人との関連では、折から並行して開かれていた国連人権委員会への朝鮮総連代表団の二人が、前日の補充的予備審査でプレゼンテーションを行ったこともあって、民族学校卒業生が、学校教育法上の高等学校卒業資格をえられず、国立大学の入試で不利益を被っていることが大きく取り上げられた。これらに対して、政府代表は、従来通りの姿勢を維持しつつ、区別には合理的な理由があり、条約二条の差別禁止原則に違反しないと主張したが、委員を説得することはできなかった。

なぜ日本社会が婚外子を排除しているかについての委員の鋭い感覚と重大な懸念をバルメ委員と、少々長いが一歩議長の見解の中に取ることができると述べている。

㊤ バルメ委員…相続に関連して婚外子と婚内子との間に区別があるべきではないという意見に私は賛成です。冒頭発言において父親によるその責任の履行に関連して困難に直面している婚外子を援助することになったと述べられていたことについても少しお伺いしたい。また、用語の問題も存在しています。私の母語であるスウェーデン語におきましても「非合法の子ども」(illegitimate children)という言い方が存在しています。「子どもの権利条約」によれば「非合法の子ども」という言い方をすべきではないことを日本政府代表団に要請したいと思えます。子どもは常に合法なものであるべきです。親が子どものことを合法でないと考えているのかもしれませんが。しかし子どもは常に合法性に関する権利(right to legitimacy)を有していないければなりません。これは相続の問題とも関連しています。以上が第一の質問です。

㊦ カープ議長…委員のほとんどが、尾崎行伸判事の少数意見に同調していることについては、日本政府代表団も理解されていることと思います。尾崎判事は、法律の目的と非嫡出子に対する差別との間の実質的な関係を認めることはできないと指摘しております。「子どもの権利条約」が相続に関する区別を禁止しているかについては議論があるということを指摘しなければ

ばなりません。起草過程を検討して見ますと、婚外子に対する差別を禁止すべきだとの明示的な提案がなされていません。明示的に提案されなかったけれど、出生に基づく差別がこのような差別を含むことについては合意されています。署名時に、さらには、作業グループがこの問題を議論している時には完全に明確でなかったとしても、特に差別の領域に関連して締約国内部に生じた社会的意識の変化は、ダイナミックな条約の解釈を許容するものといえます。従って本条約を正しく包括的に検討して見ますと、私どもは、それは単に差別の問題であるばかりでなく子どもの最善の利益に関する問題であるという事実を認識しなければなりません。家族を保護する施策を選択するにあたって、政府は子どもの最善の利益を第一次的に考慮しなければなりません。子どもに責任のないことを理由として子どもを差別することが家族の崩壊を回避することになるとの仮説を証明する調査を政府は実施したのでしょうか。言い換えれば、婚外子が婚内子に比較して半分しか相続しないことが家族を維持することになるのだという主張に日本政府は裏付けを与えることができるのでしょうか。生活慣習が変化する中で、子どもが婚外子として生まれたという事実が家族の崩壊という社会的現象と関係を有していることに日本政府は裏付けを与えることができるのでしょうか。非常に重要ですので、ここで再び指摘しておきたいのですが、少数意見を示した判事は、家族を維持するという法律の目的と子どもを差別することとの間に関連性を見出せないといっています。手段と目的の間には論理的関係があるべきです。そうでなければそれは合理的区別とはなり得ません。家族を維持するのに役に立つという主張を証明するために調査において何がなされたのかお聞きしたいと思います。繰り返したいと思いますが、日本における子どもの地位を向上させることができるように、相続を平等化する法案が迅速に起案されれば幸いです。私どもはこの問題を強く懸念しております。

さらに指摘しておかなければならないことは、障害児に対する偏見や差別との関連で、なぜ日本社会が彼らをメイソンの社会から排除するのにかについても、女性委員から鋭い質問が発せられている。サードンバーグ委員は、第一五会期「子どもの権利委員会」の一般的討論で取り上げられた「社会的受容 (inclusion)」という概念を用いて、日本の

対応を批判している。

㉗ ウェドラーゴ委員…障害児の経験からしても伺いたいと思います。特にどのような状況にあるのか、偏見があるのではないのかも思うわけであります。そうであるとするならば政府は社会統合のためにどういうふうな手立てを考えていらっしゃるか、そして社会の人たちの行動様式を変えるためにどのような努力をしていらっしゃるか。伝統に従っていくつかの偏見があるのかもしれない。その偏見を無くすためにどのようなことを政府はしていращやるのかぜひ伺いたいと思います。

㉘ サーデンバーグ委員…障害を持つ子どもに対して既に同僚から示された懸念を強調しておきたいと思います。私たちが有している情報によれば、障害を持つ子どもに対する施策は、社会的受容 (inclusion) を進めていくのではなく、彼らを排除あるいは差別する傾向がはるかに強いということです。

また、ウェドラーゴ委員やカープ議長によって、経済的弱者の立場にある者の教育を受ける権利の保障がどうなっているか、また障害児や家族を奪われた子ども等のためのに財政的・人的資源がどのように分配されているかについても、重大な懸念が示された。

(4) 閉ざされた官の権威と日本社会の非民主性——市民・NGOとの協力体制の拒否

委員会は、日本政府が、子ども問題の解決や条約の広報、今回の報告作成に関して、市民・NGOとの協力を拒否してきたことを鋭く批判しているが、そこからは、日本における閉ざされた官の権威、いいかえると日本社会の非民主性にたいする批判が透けて見えてくる。委員からは、政府とNGOとの協力関係の存在こそが成熟度の高い民主社会のサインであり(フルチ委員)、脱中央集権化の方途であり(パルメ委員)、また条約を手段として日本社会を民主化するように(サーデンバーグ委員)といったコメントが発せられている。

⑳ フルチ委員…政府とNGOとの協力についてです。この会場には非常に多くのNGOの代表がきていらっしやる。そしてNGOの代表の一部と昨日会議を持ちました。これは私どもを非常に励ますものであります。NGOとの対話は、どの国においても、非常に成熟度の高い民主的な社会であることを示すサインであります。私どもはこのサインを歓迎します。しかしNGOの代表は、日本政府は報告書の準備への公衆参加を助長するために十分な措置を講じていないとの感想を持っており述べておりました。NGOおよび個人からの多くの提案がまったく考慮されずまったく拒絶されたとの情報も提供されました。手短に申し上げます。多くの国において行なわれているのと同様に、この報告書を適当なNGOとの間の長い時間をかけた討議の賜物と日本政府代表は言えるのでしょうか。それから、NGOおよび個人が政府に提出した提案のすべてとは申し上げませんが、それらのほとんどがまったく考慮されていないというクレームに対して日本政府代表はどのようなコメントをする用意があるのでしょうか。そして現段階における政府と子どもに関係するNGOとの協力をどのように評価しているのでしょうか。日本政府代表は、その貢献の潜在的な可能性を十分に活用していると本当にお考えでしょうか。

㉑ パルメ委員…NGOとの協力についての質問をしたいと思えます。私どもは、NGOが政府との協力で満足していないと聞かされています。政府には政府の役割が、NGOにはNGOの役割があるので当然だと思います。しかし、条約によりまして、NGOも非常に大切な機関だとされているわけでもあります。この条約および報告書の普及にあたって、もっと積極的にNGOと活動されないのか、たとえば必要な財源、手段なども提供され、本条約の実施にあたってコミュニケーション参加のより積極的なプロセスを開始しないのでしょうか。それは条約の広報に関する脱中央集権化の方途でもあります。

㉒ サーデンバーグ委員…もし民主的社会となりたのであれば、この条約をそのための強力な道具として用いることができます。この点について政府代表団からのコメントをお聞きしたい。すべての問題に取り組むことは無理ですが、この条約を実施することに関してのあなたがたの政治的コミットメントについてもう少しお聞きしたい。

委員達が、日本の政府報告ばかりでなく、市民・NGOからの情報もよく読み、データに基づいた鋭い質問をするのに対して、日本政府代表は、すでに国連に提出した初回報告書および「質問リスト」に対する回答書を、ゆっくりゆっくり読み上げるといふ、まるで国会の答弁のような回答を行った。議長および他の委員から「すでに提出した文書を読み上げるのではなくて、委員の質問にしっかりと答えなさい」と幾度となく苦言を呈された。時間切れで少年司法等の重要な問題に対する審査は十分に行われなかった。政府は、残された問題に対する文書回答を求められた。

また、日本政府は、国連の公用語でない日本語で回答するという不誠実な対応をし、しかもその通訳はきわめて不正確で、委員のひんしゆくをかった。今回の日本政府代表団の態度には、日本の子どもの権利状況に関して、①市民・NGOからの情報を謙虚に受け止め、②問題がどこにあるかを分析し、③どのように対策を立て、④どのように実行していくかについて、委員との建設的な対話を試みようとする気持ちなど、みじんもみられなかった。

② コロソフ委員…まず日本の代表団に対して、初回報告書および文書回答から既に私たちが得ている情報を繰り返し返さないことを、議長を通して要請いたします。もし時間を節約していただければ、会議の目標を達成するのに助けとなるでしょうし、すべての問題を取り扱うことができます。私は、日本政府代表団に、私たちは既にすべての文書を読了済みであるということを確認しなければなりません。

③ カーブ議長…私の同僚が質問をいたしました。それに対する代表団の回答は既に文書回答の中に含まれているものもあります。私どもが質問しているのは、文書回答を知らないからではございません。この事について指摘させていただきたいと思えます。次の質問に入る前に、回答をいただいていない質問がございますし、質問の意図とはずれた回答もございましたのでそれを指摘させていただきます。

## 6 実態を反映していない報告書——形式的な法律の説明のみ

国連「子どもの権利委員会」ガイドライン<sup>3</sup>は、政府は、国連への報告書提出を単なる形式的な義務や、儀式と考えるのではなく、これまでに子どもの権利の保障のためにとってきた政府の施策を包括的に見直す機会としなければならないこと、そして、さらに重要なことは、この報告書作成過程に市民・NGOを参加させ、しかもその過程を市民・NGOが政府の施策を吟味するための機会として保障しなければならないことを、要請している。政府は、市民・NGOとの積極的な対話のもとに、前掲<sup>②</sup>のフルチ委員の表現を借りるならば、その「潜在的な可能性を十分に活用」して、日本の子ども状況の実態を反映した正確な情報を国連に提出すべきだった。そうでない限り審査はほとんど無意味になってしまうからである。「つくる会」ではこの趣旨を踏まえて、あらかじめ草の根レベルの約百本の市民・NGOの意見書を提出し、政府との対話を申し入れ、初回政府報告完成の直前にて関係八省庁の代表と一堂に会して非公式のヒヤリングを実現することができたが、その実態は、未だ陳情の域を出るものではなかった。政府は、今回審査で、この非公式のヒヤリングをもってNGOとの対話を行った旨を委員会に報告しているが、国連の要求するような市民参加による政府施策の包括的な再検討の機会というにはまったくほど遠いものであり、市民・NGOの情報と主張は、政府初回報告の中に、まったく生かされなかった。その結果、政府の初回報告に対しては、条約の存在そのものを無視し、歪曲しており、報告制度やガイドラインの要請にまったく応えておらず、単なる形式的な制度の記述に終始し、運用の実態や問題点がまったく見えないばかりか、明白に誤った記述がなされたり、意図的に記述していない事項があるなど、多くの批判が加えられていた。

委員会の政府報告に対する評価は、次のようなサードンバーグ委員のコメントに代表されている。

③ サードンバーグ委員…日本政府初回報告書に関してです。最新の情報を歓迎します。しかし報告書は法的側面に大きな比

重が置かれ、日本の法体系に関する詳細な情報を提供しているものの、子どものおかれている実態についての実際の側面を欠いている、というのが私の意見です。

⑤ サーテンバーグ委員：報告書作成に関するものです。冒頭発言において、各省庁が集まって報告書を作成されたとおっしゃいました。社会の一般の人達をその報告書作成にどのように参加させたのでしょうか。また社会のさまざまな領域、特に、NGOを報告書作成にどのように参加させたのでしょうか。積極的な貢献および積極的な対話はあったのでしょうか。それとも政府だけによって作成された報告書なのでしょうか。

## 7 国連での子どもたちの意見表明

(一) 画期的な先例をうち立てた日本の子どもたち  
今回の日本の初回報告に対する審査における大きな特徴の一つとして、日本の子どもたちが、審査の過程に直接参加し、自ら意見表明したということを逸することはできない。これは、筆者が代表を務めるDCI日本支部の「子ども二一世紀委員会」のメンバーが、「子どもの権利条約は、その一二条で、自分にかかわるすべてのことについて、自由に意見を表明し、それは適切に尊重されなければならないと規定しているのに、審査にはどうして大人だけが参加するの？」という、至極当然の疑問をいただき、自分たちでバザーを開き、カンパを募って、経費の半額は自分たちで調達して実現したものである。

子どもたちは、九七年一〇月一四日の予備審査と九八年五月の本審査の二回に分かれてそれぞれに出席した。あらかじめ事務局を通して、委員会と折衝し、公式の審査時間帯ではなしに、休憩時間に正式の特別プログラムを組んでもらい、そこで、意見表明をした。子どもたちが訴えたことは、「子どもの意見にまるで耳をかさず、強制的に制服

を導入する校長のやり方に象徴される権力者の横暴」であり、「それを支える日本の子ども施策によって、多くの子どもたちがストレスにさらされ、自分らしく生きることができなくなってしまっている事実」であり、また「施設での体罰の存在」等についてだった。たとえば、今回の本審査で意見表明した女子高校生の一人は、次のように訴えた。「日本では『子どもの権利条約は、戦争や飢餓で苦しんでいる子どもたちのための物であり、日本には必要ない』と考えている大人がたくさんいます。それは日本で子どもの権利条約が十分に発揮されない大きな原因だと思います。私たち子どもは、『子どもだから』と話し合う場を用意されず、学校では意見を言うように教えられても言う場を与えられず、もし意見を言っても聞いてもらえません。また、意見を言わなくても、それなりに生きていける物質的には裕福な社会にいます。逆に意見を言ったために周りから白い目で見られ、孤立させられてしまふなど、時には思いもよらぬ不当な扱いを受けます。そうしているうちに多くの子どもたちは、意見を言うのを恐れ、また言っても何も変わらない現状に疲れ、自分の意見を主張するのをやめていきます。つまり、日本は大きく経済成長を遂げ、物質的には豊かになった分だけ、精神的には失うものが大きかったと思います」と。

予備審査の時も、本審査の時も、委員たちが、子どもたちの意見にいかにか感銘を覚え、尊重するに足るものと考えたかは、その後の本審査の過程で子どもたちの意見表明を何回も引き合いに出していることを見ても分かる。日本の子どもたちは、「子どもの権利委員会」始まって以来、はじめて子ども自身が審査に参加して意見を表明するという、画期的な先例をうち立てたのだ。カープ議長は、審査への子ども参加をさらに一歩発展させるべく、二七日の午後から開始された本審査の冒頭で、次のように述べている

⑳ カープ議長…ただひとこと申し上げたいことがあります。私も大変短い時間ではありましたが日本の子どもの代表団と会うという特権に恵まれました。特に日本政府代表の皆様に申し上げます。次回の定期報告審査には、約束された

とおり女性の代表が参加するだけでなく、子ども代表が政府代表とともに参加されることを希望いたします。次の機会には是非とも検討をお願いしたいと思います。

その後、これにならって、一九会期には、タイとネパールの子どもが参加しているが、タイ政府は、政府代表の一人として子どもを派遣した。

(2) 日本のメディアに誹謗された子どもたち

ところが、本審査で意見表明をした子どもたちに対して、五月三〇日付けの産経新聞(時事通信配信記事)は、「制服強制……あるだけ幸せ 高校生のあびる空振り 国連児童の権利委員会」との見出しで、「制服問題の理解は得られなかった」と報道し、さらに、「週刊文春」(六月一八日号)も、「制服廃止」を訴えて国連に叱られた日本の甘ったれ高校生『君たちはとても幸せだ』との見出しで紹介し、さらに本文で「この話(子どもたちのプレゼンテーションのこと)を聞いた国連委員たちは呆気にとられた。日本で、子供の人權が抑圧されているからではない。彼女たちの言い分が、あまりにも幼稚なものだったからだ。ロシアのコロソフ委員には、『われわれの国では、制服があっても貧しくて買えない子供がいる。それに比べたら、あなた方は格段に幸せだ』と皮肉られた。……また、スウェーデンのバルメ委員長からは、『スイスに来て意見が言えること自体が恵まれている。問題があるなら、まず親や周囲にアピールすることが重要ではないか』と、逆にたしなめられてしまった」と報じた。

しかし、これは、その時国連の会場にいなかった時事通信の小山哲哉記者の推量に基づくたぐのねつ造記事をもとにして作り上げられた虚報である。コロソフ委員およびバルメ委員のコメントがそもそもねつ造である。<sup>(36)</sup>子どもたちは正式のプレゼンテーションのいかなる時点においても、またそれ以外の場外においても、国連委員から「理

解されなかった」「叱られた」「皮肉られた」「諭された」「幼稚なもので呆気にとられた」「たしなめられた」といった事実<sup>1</sup>に直面したことは一切ない。

なぜこのような悪意のねつ造記事が報道されたのか理解に苦しむが、「制服を着せてもらい、物質的に豊かなのに、さらに何の不満があるのだ」「自分でお金を稼ぐこともできない未成年のくせして（親から金を出してもらって）、ジュネーブくん<sup>2</sup>だりまで意見表明をしに行つて来たなんて、甘つたれるな！」という、現在の日本を支配している経済的強者の傲慢と横暴による、弱者いじめの論理が、その裏に透けて見える。「お金のないもの、一人前でないものは、ものも言つてはならない」という経済最優先の傲慢と横暴による管理支配から主体性を回復することこそ子どもの権利の本質であり、本件は、上記女子高校生が国連で訴えた事実が、いかに日本社会で真実であるかを照らし出しているといえよう。ちなみに、文春の記事の中には、日本代表団のひとり「彼ら（『DCI』と『つくる会』）が国連委員たちに、日本の現状がいかにひどいかと吹き込み、事情をよく知らない委員たちが、混乱し我々に見当外れな質問を繰り返すため、会議はなかなかスムーズに進みませんでした」と語つたということになっているが、もしこれが事実なら委員会に対する大変な冒瀆である。これもねつ造であることを祈るのみである。子どもたちのプレゼンテーションの際に議長を務めていたカープ議長自らが、昨年の各地の日本公演やインタビューで、

「今回、日本の子どもたちが国連に来て、意見表明をしてくれてありがとう。『子どもの権利委員会』で初めてのことです。国連に来て意見表明した日本の子どもたちは、本来持っている自分たちの権利を自分たちの手に取り戻し、人生を手に入れたすばらしい若者たちなのです。画期的な先例となりました。」

日本に帰国してから心ないマスメディアが、あの子どもたちを非難したと聞いて大変胸が痛むとともに、憤りを覚えます。ジャーナリズムの任務は、どんなことがあつても、子どもの意見表明を非難することではなくて、

意見表明することを奨励することです。なぜなら子どもは『子どもの専門家』だからです。だからその直接的な意見表明は大変貴重なのです。その子どもの専門家としての目から新しいアイデアを社会に提供することができると、語っておられる。

#### 8 小括——市民・NGO運動と一体化した審査

以上のような本審査の特徴に加えて、日本から七〇名にもおよぶ傍聴者が参加したこと、および審査に際しては女性委員が八面六臂の活躍をしたことを特記しなければならない。女性委員の活躍は、本稿に引用した議事録からの抜粋の大部分が女性委員の発言であることを見ても、明らかである。

草の根運動を展開した「つくる会」の参加者約五〇名は、そのほとんど全員が、自費で傍聴に参加しており、日本社会における子どもの権利の向上発展へ向けての思い入れの深さがうかがえる。そしてその一人ひとりの情熱の大きさが、全体として、審査に活気を与え、審査の質を高めることに大いに貢献したものと信じる。なぜなら、審査の最終日の夜に開いたパーティーには、審査に参加した七人中五名の委員が、翌日に他国の審査を控えての多忙をおして参加し、口々に、このようにたくさんの情熱的な市民・NGOが「子どもの権利条約」の実践のために、委員会を見守ってくれることに、謝意を表していたからである。私たちの情熱が力となって、委員に確信と自信を与え、それが活気のある審査を可能ならしめた。また、逆に、参加者は、委員の精一杯やったという満足感に接し、また審査を通して自分たちの訴えが最終所見となって返ってくることを実感して、今後の活動への自信と確信をもらえたからである。時間を延長しての三時間におよぶパーティーは、まさに日本の子どもをになう草の根「市民・NGO」と委員会

とのエネルギーの交換の増埒だった。そこには「外庄」頼みとか、国連の虎の威を借りて何かをするという卑しい感情が忍び込む隙間もなかった。自分たちの力で、国連の委員と共に、子どもの権利条約の実践を担い合い、共にその一里塚を築いたという喜びで満ちていた。このエネルギーが、早速、最終所見に盛り込まれた勧告の実現へ向けて、昨年一二月のカープ議長および元委員のバイス氏を招請しての大集会を、また、超党派の国会議員（六党から参加）と関連省庁代表と市民・NGOとの三者対話を、はじめて可能ならしめたといえよう。

このような国連とのエネルギーの交換は、単に運動論的なものにとどまらず、審査の理論枠組みとの関連でも、明らかに見てとれる。これは、すでに見てきた審査の特徴からも看取しうるが、最終所見の中によりはっきりと現れている。筆者および「つくる会」が提案した「経済的に豊かな国、『日本社会における子ども期の喪失』の理論枠組みは、メインストリートの中心的な文化価値および社会構造が、周縁に貼り付けられた子どものみならず、メインの子どもに対する権利・人権侵害をも引き起こしていることを説明し、それを具体的に「子どもの権利条約」の解釈論としてどのように展開すべきかを明らかにする理論である。今回の最終所見を伝統的なものと変わらないとして矮小化しようとする動きがあるが、そのような考え方は想像力と理論の欠如を露呈している。今回の最終所見は、教育・家族・子ども福祉・少年法制を含む日本の子どもに関する中心的なシステムそのものが抑圧的なものとなっており、かつ暴力に屈服することによって、子どもの基本的な人権が侵害されていることをあぶり出していると共に、それを解決する武器としての、子どもの最善の利益、意見表明権（意思の尊重、参加を含む）、成長発達権<sup>37</sup>といった一般原則の新たな胎動を如実に示している。かかる視点から、審査議録を詳細に検討しつつ、最終勧告<sup>37</sup>を読み解くのが、次章の課題である。

(1) CRC/C/15/Add.90. 一九九八年六月二四日「子どもの権利委員会」採択。日本政府への最終見解は四九項目から成り立っており、審査および最終所見の経緯を説明した第一項に続いて、「はじめに」(第二項)、「積極的側面」(第三、第五項)、「主たる懸念事項」(第六、第七項)および「提案および勧告」(第二八、第四九項)という構成になっている。

(2) たとえば、平野祐三氏の「わりと平均的な内容ではないかと思えます」とか、荒牧重人氏の「教育の分野の審査が不十分だったようですが」という誘い水的な質問に対する平野氏の「そのとおりだと思います」といった発言(座談会・子どもの権利条約のこれら「季刊教育法一七号」と、世取山洋介氏「子どもの権利委員会『勧告』を読む」(DCI日本支部機関誌NEWS LETTER 三二号 七頁以下)の「一般的措置に関わる制度の構造、および、個別領域において取られている制度の構造全体が「不十分」であるとの指摘を受けているばかりか、教育制度については、制度の構造全体が条約と対立しているとの指摘が端的になされている」といった評価とを比較して見れば明らかである。このような認識の差がなぜ生まれたかについての分析は、最終所見の検討の際に詳細に検討する。

(3) 「つくる会」とは、一九九六年四月七日、「子どもの権利に関心を寄せるすべての市民およびNGOによる基礎報告書をもとに、子どもの権利条約に関する共同のひとつの『市民・NGO報告書』を国連子どもの権利委員会に提出する。この過程を通じて、国連子どもの権利委員会による日本政府報告の審査をより実効的なものにし、子どもの権利条約の日本における実施の水準を向上させる」(「つくる会」申し合わせ事項一)ことを目的として設立された市民・NGO団体である。筆者のほかに、大田莞(東京大学名誉教授)、一番ヶ瀬康子(日本女子大学名誉教授)、堀尾輝久(日本教育学会会長・中央大学教授)、永井憲一(法政大学教授)、津田玄児(弁護士)の各氏が「つくる会」の代表を勤め、世取山洋介氏(新潟大学助教授)が事務局長の職務をこなした。約一四〇のNGOと二九〇人近くの個人が会員となり、また、約三〇人の若手研究者を中心とする「統一報告書」作成のための起草委員会を設けて、共同のひとつの「市民・NGO報告書」の作成のために積極的な活動を展開してきた。その間、一九九六年三月と四月には、第一回政府報告書の作成に資するために『子どもの権利条約 意見書』を募つて(後に『子どもの権利条約』市民・NGO意見書集)として母と子社より出版)、政府との対話を試みたほか、数回におよぶ学習・経験交流集会や政府報告書検討集会、さらには「統一報告書」作成のための起草委員会と領域別拡大起草委員会や総

会での議論を何度も何度も重ねて、最終的には、一四四本の「基礎報告書」を六分冊の出版物にまとめ、それをもとに「統一報告書」を作成し、これら両者を合体したものを、日本からの「子どもの権利条約 市民・NGO報告書」(報告書の英文タイトルは、「How to Overcome The Loss of Childhood in a Rich Society, Japan?」というものである)として、一九九七年七月一日に、国連「子どもの権利委員会」に提出した。後に、報告書は『経済的に豊かな国、日本社会における子ども期の喪失』(花伝社 一九九八年)という単行本として出版されている。一九九七年一月四日の予備審査に招請され、一九九八年五月の本審査には、五〇名の市民およびNGO代表が傍聴した。一九九八年一月に、任務を終えて解散し、国連からの日本政府への最終所見のフォローアップは、「つくる会」の事務局団体だったDCI日本支部が引き受けて継続的に活動している。一九九八年二月には、国連「子どもの権利委員会」の本審査で議長を務められたジュディス・カープ氏および元「子どもの権利委員会」のマルタ・サントス・バイス氏(現ユニセフ・ニューヨーク本部企画局長)を招いて、最終所見の実践のために、市民・NGO大集会を開くとともに(都合一〇〇〇名近い市民が参加)、国会議員(超党派で七党から一三名の議員が参加)・関連省庁の代表・市民NGOの三者による継続的な対話の第一回目を主催するなど、日本の市民・NGOと国連と国会・政府の緊密な連携を深めつつ「子どもの権利条約」の実践にあたっている。なお「つくる会」の設立経緯、市民・NGO運動および代替報告書の意義等については、後掲(21)の福田雅章の法律時報の論稿参照。

(4) 本審査での第一次録音(それぞれの発音者が用いた言語がそのまま録音されたもの。今回は日本語、英語、フランス語)をテープ起こしし、それを翻訳したもの。ウエドラーゴ委員のフランス語は、当日政府の用意した同時通訳のものを主として用いた。子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会編『国連子どもの権利委員会による日本政府初回報報告審査——基本資料集(第二版)』参照。

(5) アメリカ合衆国政府は、一九九五年二月一六日に署名だけはすませている。アメリカが未だに批准しない理由としては、①連邦および州の主権が侵害される、②親の権威が揺らぐ、③子どもたちが親を訴え、非行仲間に入し、墮胎をするといったことが自由にできるようになる、④子どもの養育の仕方を国連が指図するようになる、といったものが政治的にキャンペーンされている。これに対して、ユニセフ・アメリカ合衆国委員会は、「条約の趣旨と規定に対する誤解およびこの種の条約の

国内法的位置づけに対する無理解」が広く流布されているためだととして、早期批准に向けた運動を展開している。ソマリアはまだ署名もすませていない。

- (6) 世界人権会議で採択されたもので、第四六は、「子どもの権利条約」のみならず、一九九〇年の「子どものための世界サミット」で採択された「子どもの生存、保護及び発展に関する世界宣言並びに行動計画」もすべての国によって署名され、またそれらが実効的に実施されるのを達成するための措置が講じられなければならないとしている (A/CONF.157/23, 1993。『自由と正義』四四卷一一号の自由人権協会訳、一九九三年)。
- (7) Philip Alston, *THE BEST INTERESTS OF THE CHILD* (Oxford University Press 1994)
- (8) 一九九六年五月に日本政府が国連に提出した初回報告書二二項。一九九六年五月二〇日の文部省通達。
- (9) 週間文春一九九八年六月一八日号三九頁。
- (10) 近年この種の告発は、数多く指摘されている。J・スウィーガード『パッド・マザーの神話』誠信書房(一九九五年)、A・ミラー『魂の殺人——親は子どもに何をしたか』新曜社(一九八三年)、同『沈黙の壁を打ち砕く』同(一九九七年)、子どもの権利条約をすすめる会編『ぼくのわたしの意見表明』こころ書房(一九九六年)、徳久重盛『思春期の心が壊れる瞬間』大和出版(一九九七年)、全社協賛施設協議会編『子どもたちからの人権の訴え——泣くものか』亜紀書房(一九八九年)、金森浦子『子どもを追いつめるお母さんの口癖』青樹社(一九九八年)、Create Media 編『もう家にはかえらない』メディアワークス/主婦の友社(一九九八年)、町沢静夫『壊れた一四歳』WAVE出版(一九九七年)、西山明『少年漂流記』共同通信社(一九九八年)、野口善國『それでも少年を罰しますか』共同通信社(一九九八年)他。
- (11) 「子どもの権利条約」市民・NGO報告書をつくる会『豊かな国、日本社会における子ども期の喪失——国連子どもの権利委員会への市民・NGO報告書』(以後「子ども期の喪失」で引用)二六頁(花伝社 一九九七)。
- (12) 世取山洋介「子どもの権利委員会『勧告』を読む」DCI日本支部機関誌NEWS LETTER NO.31二頁(一九九八)。
- (13) 前掲『子ども期の喪失』二七頁。
- (14) CRC/C/15/Add.43.

- (15) 福田雅章「わが国の社会文化構造と子どもの人権」一橋論叢一一二巻四号(一九九四)参照。
- (16) 条約の五条は、「子どもがこの条約において認められる権利を行使するにあたり、父母……が……適当な指示および指導を与える責任、権利および義務」を認めており、文字通り解釈すると、一二条の意見表明権の行使も「この条約において認められる権利の行使」にあたり、親の介入が認められるように思われる。もちろん、子どもが親以外の者、たとえば、学校の先生等に意見表明する場合には、この指示・指導が許される場合があるが、こと親に対しては、意見表明権の行使の際に、親の一切の指示・指導は許されないものと解釈されるべきである。なぜなら、それと対しては、意見表明権の行使の際に、親の立主体性がなくなってしまうからである。また、次の③で述べる成長発達権の心理学的基礎である「償いの感情」が生まれないようになってしまふからである。「子どもの権利条約」の中で、通常の場合に、唯一親の介入・干渉をも排除しうる権利は、この意見表明権のみである。
- (17) 齊藤学『家族依存症』一二頁以下(誠信書房 一九九三年)、
- (18) 世取山洋介「子どもの権利条約に関する条約案の法的課題——子どもの権利論の立場から」法律時報七五五号(一九八八年)
- (19) 「居場所」とは、ハードの側面としては、文字通り、生存を確保する空間を意味するであろうが、ここでは一定の人間関係を意味するものとして用いている。第一に、どんなことでも、この人なら絶対に安心して問いかけをし、意見表明をすることができるといふ人間関係であり、すべての事柄について、批判したり、拒否したりするのではなく、まず、「そう、そうなの。本当に大変ね」と、子どもの存在をそのまま受け入れる関係を意味する。第二に、親や先生の意見・価値観・権威や、社会的基準を一方的に子どもに押しつけたり、説教するのではなくて、子どもの悩みをそのまま受け入れ、必要な場合には専門家の力を借りながら、解決に向けて子どもと一緒に考え、行動できるような人間関係を意味している。このような二つの要素の満たされた人間関係、一般的に言うところ「安心と自信と自由」を保障し合える人間関係を、ここでは居場所と呼んでいる。
- (20) 文部省通達「高校における政治的教養と政治的活動について」(一九六九年一〇月三一日)は、政治的中立性を保つ教育的配慮という名のもとで、学校内外における高校生の政治活動をすべて否定しており、およそ条約の採用している「権利論的

な成長発達観」と乖離している。

(21) この報告審査制度については、福田雅章「『子どもの権利条約』の報告審査制度」青少年六年六月号(一九九六年)、同  
「豊かな国、日本社会における『子ども期の喪失』——『子どもの権利条約』報告審査制度と市民・NGO活動の意義」法律  
時報一九九七年一〇月号(一九九七年) 参照。

(22) CRC/C/41/Add.1.

(23) CRC/C/Q/JAP/1.

(24) 「子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会」は、いち早く代替報告書の作成に取り組み、全国の草の根レベル  
の六冊におよぶ「基礎報告書」とともに、それを「子どもの権利委員会」のガイドラインに沿って書き直した『豊かな国日本  
社会における『子ども期の喪失』(花伝社 一九九七年)の両者を、一九九七年七月に提出した。日本弁護士連合会は『問わ  
れる子どもの人権』(こうち書房 一九九七年)を、また子どもの人権連および反差別国際運動に本委員会は『子どもの権利  
条約 日本の課題九五』(労働教育センター 一九九八年)の要約版のみを提出した。これらの代替報告書についての書評は、  
小島喜孝「NGO代替報告書の公刊とその意義」教育研究六五巻第二号(一九九八年)

(25) その意義については、福田雅章「『子ども期の喪失』を克服するための法理——市民・NGO報告書の作成とその意義」  
一橋論叢一一八巻四号(一九八八年) 参照。

(26) 予備審査の模様については、「つくる会」INFORMATION NO.9(DCI日本支部気付 一九九八年) 参照。

(27) 予備審査は非公開のため、どの委員がどのような質問をしたかについていえつまびらかにすることはできないが、以下の質問  
内容を一見しても、委員会の関心事項がどの辺にあったか明らかである。

① これまでの日本政府の施策で積極的に評価できる点は何か

② 日本政府が本審査を1月ではなくて5月に延期した理由は何か

③ 問題性を指摘された子ども状況や教育問題は、日本の伝統的な文化や価値観と深くかかわっているのではないか。それを  
改革するということは、日本の伝統と文化を破壊することにならないか。そうであれば委員会は日本政府に対してどのよう

に対応したらよいか

- ④ 日本の伝統との関係で条約をどのように理解しているのか
- ⑤ 日本の教育システムや教科書の内容は誰が、どのように決定しているのか。子どもは自分の教育情報へのアクセスが許されるのか

⑥ 日本ではテレクラといった中高校性の性的問題行動が広く存在していると聞いているが、経済的に豊かな社会で、なぜそのような問題が生じているのか。その実態はどのようなものであって、調査は行われているのか。

⑦ さまざまな非行や性的な問題行動は、親や先生や社会の抑圧のせいではないのか。親子関係のあり方はどうなっているか

⑧ 子どもは自然の成長に不可欠な余暇と遊びについて聞きたい

⑨ 子どもは精神的なものを含む健康について聞きたい

⑩ 子どもは市民的自由、とくに体罰、プライバシー、表現・結社・政治活動の自由について聞きたい

⑪ 今、何が一番問題なのか、政府に対する勧告のための優先課題を5つあげて欲しい

⑫ 戦前と戦後の子ども権利状況の違いは何か

⑬ 少年司法に関して、リーガルエイド、刑事責任年齢、少年院の収容年齢、処遇状況について聞きたい

(28) 以下の各委員の紹介は、筆者との共同執筆である、山本由美「国連・子どもの権利委員会の顔ぶれ」子どものしあわせ五六六号六四頁以下(一九九八年)に掲載されたものを、加筆訂正したものである。

カーブ議長 (Judith Karp) は、イスラエル出身の法律家で副検事総長。「子どもの権利委員会」の常任副議長であるが、日本の審査に際しては、メイソン議長が欠席したため、議長を務めた。NGOから出された報告書を実によく「学習」して、司会をしながらも保健や教育のデータを参照して量的にも質的にも終始鋭い発言を行った。特に、教育制度に関しては、日本独特の制裁的な校則、内申書問題など、核心をえぐる問題を指摘した。いじめの予防的措置についての彼女の質問に、文部省が「スクールカウンセラーうんぬん」という回答をしたのを毅然と遮って「私の聞きたいのは、いじめを防ぐ予防的措置であり、そこに生徒の参加が考えられているかどうか。」と切り返したのが印象的だったのをはじめ、きちんと回答しない日

本政府代表に終始厳しい態度で臨んだ。これとは対照的に、NGOの打ち上げパーティーでは最高に嬉しそうで、プレゼンテーションに参加した日本の高校生達を抱きかかえんばかりにしていた。

昨年一二月には、DCI日本支部の招請で来日し、「子どもの権利条約」一〇周年記念大集会をはじめ、各地の集会に出席して、日本社会において子どもの人間の尊厳が社会システムとして否定されていることに強い警鐘を発し、多くの人に深い感銘を与えた。

(29) パルメ委員 (Jisbeh Palme) は、スウェーデンの児童心理・発達心理学者。ノーベル平和賞受賞者で暗殺されたパルメ元首相の未亡人。家族関係や子どもの発達にかかわる質問を始め、保健領域などについても、NGOのデータを駆使して厳しく追求した。特に印象に残った質問は、「高度に競争的な社会で子どもが体験しているストレスをどのように評価しますか。ストレスを経験し、システムの中であまりにも抑圧されているということは「最善の利益」に反します。これがはじめ、自殺不登校などといった子どもの反応と関連していると思います」「条約は、子どもは自分の権利を持っているという新しい子ども観を導入しているのです」というものだった。

NGO主催のパーティーで、「一八歳の頃、パンに楊枝をいっぱい突き刺してパンをダメにしてしまう幼い子どもと出会ったが、その時、私には、理由は分からなかったが、パンよりも、言葉という形を取らないで「何かを語ろうとしている」その子の「意見表明」の方が価値があると思った」と語られ、出席者に大きな感銘を与えた。

(30) サーデンバーグ委員 (Marilia Sardenberg) は、ブラジル出身の女性外交官で、現オランダ大使。ブラジル国内では人権問題に関わっていたという。彼女がくり返した質問の中には、「学習指導要領の硬直性が民主的な社会の成立を妨げている」といったような、学習指導要領や教科書検定制度等、日本の教育課程制度に批判的なものが多く、また体罰問題についても鋭い質問を行っていた。日本社会のシステムとしての閉塞的な人権状況を踏まえて、「保護の対象としての子どもという観念から権利の主体としての子どもという観念への移行についてどのように認識されていますか」「女性が高官につくことに困難があるのでしょか。日本政府代表団の中にも女性はおりますが、彼女はあなたに書類を渡すだけで、発言席に座るわけはありません」「システム全体が、権利と自立ではなく、義務と従順さを強調しています。創造性ではなく画一性が一般的傾

向となっているのです」「本条約はまさに考え方や態度の変化を求めるものです。もし民主社会になりたいのであれば、この条約をそのための強力な道具として用いることができます」といった質問を繰り返して、傍聴者は思わず興奮してしまっただけで、最終所見には直接このような表現は用いらなかったが、日本社会の本質をめぐりに看破している。

(31) ラバー委員 (Ghasan Salim Rabah) は、中東のレバノンにあるベイルート大学で刑法と犯罪学の教鞭をとるかたわら、南部レバノン一審裁判所の責任者であり、またレバノン未成年者保護協会の会長を務める。非行少年関連の立法作業には起草者として参加。昨年の予備審査のときには、日本の少年司法制度や非行少年の拘禁施設等について、詳細な質問をしたが、今回の本審査に際しては、女性委員たちがデータを駆使して鋭い質問を繰り返したのに比べ、やや控えめというか、いくつかの原則的な質問をしたにとどまった。もしかしたら予習不足だったのかもしれない(と傍聴者の目に見えるくらい女性委員達がすごかった)。審査全体では、少年法の領域について少し質問が少ない印象を受けたので、本審査においても、その方面の専門家として鋭い質問をして欲しかった。

(議事録から) 「留保を撤回する意思が日本政府におありなのかうかがいたい」「この条約の条項とそれから国内法との間に不一致があるのでどうか。子どもの権利に関して日本国憲法と矛盾する箇所がありますか」「施設に入っている子どもの状況について定期的にレビューするような制度はあるでしょうか」

(32) フルチ委員 (Paolo Francesco Fulci) は、イタリアの元外交官で、カナダ、NATOおよび国連大使を務め、国連安全保障理事会の理事長を歴任。差別問題を中心に質問をしていた。「つくる会」および日弁連の報告書のデータを引用しながら、「日本においては、入学試験など激しい競争ゆえにそういう状況がさらに激化しているように思われます。調査によれば、小学校男子の六五%が、女子の八六%が塾に通い、そのため睡眠時間の不足に悩まされているというの、本当でしょうか。ストレスと疲労のために子どもの神経システムが発達に歪みが生じているのでしょうか」「NGOおよび個人が政府に提出した提案のすべてとは申しませんが、そのいくつかはまったく考慮されていないというクレイムに対して日本政府代表団はどのようなコメントをなさいますか。NGOとの協力をどのように評価しているのでしょうか。その協力のもつ潜在的な可能性を十分に活用していると本場にお考えでしょうか」といった鋭い質問も発していた。

(33) ロソフ委員 (Yuri Kolosov) は、ロシア連邦の国際法(宇宙法)の専門家。現在モスクワ国際関係研究所の国際法主任を務めている。外務省での経験豊富。一九九一年以来の一番の古参委員。日本の高校生のプレゼンテーションの時に、制服を拒否したために登校拒否せざるをえなかった少女の話にもらい泣きをしていた。権利条約の国内での広報義務や、朝鮮人やアイヌ人への差別など伝統的なタイプの質問を繰り返していた。

(34) ウエドラーゴ委員 (Awa N'Deye Ouédraogo) は、アフリカのブルキナファソ出身で、使用言語はフランス語。元学校の先生で、現在は学校教育カリキュラムのあり方や教材作成の開発に当たっている。赤ペンで何頁にもわたってびっしり書かれたメモを取り出しながら、教育、保健領域で鋭い質問を繰り返した。「日本は競争社会でストレスがきつく子どもに様々な発達上の歪みが生じている」という基調の考えを踏まえて、「日本の教育制度が子どもにとっても先生にとっても、とっても制約が多いという点です。先生も生徒も親も制度作りのプロセスに参加すべきで、よくない制度が上から押しつけられるようなことは、避けるべきです」と質問していたのが印象的だった。

(35) 『子ども期の喪失』二三頁。

(36) 両委員は小山記者のインタヴューを受けておらず、両委員の行ったコメントは、唯一次のようなものである。本文のコメントが、まったくのねつ造であることは、以下のコメント(当日のビデオから再生したものであり、一橋大学法学部のジョン・ミドルトン講師の校閲を受けて作成したもの)と比較すれば明らかである。

●ロソフ委員のコメント:「ありがとう、議長。それではごく短く。あなた方の話は大変感動に満ちているものでした。でも、事態は考えているほど悪くないと思います。というのは、少なくとも、あなた方3人は、国際社会の面前で、自分の意見を表明する機会を持てたのだから、大変幸せなことです。人生にはいろんなことがあるのだから、そんなに思い詰める必要はないですよ。ロシアには次のような冗談話があります:『権力をもった者との話し合いつて何を意味するか分かるかい。それは、校長室に入るときは自分の意見をもって出ているが、出てくるときには校長先生の意見をもって出てくることだよ』。みなさんの幸運を祈ります」

“Thank you Madam Chair. Very briefly. Was the presentation of their stories very moving stories. But I would like to say also that the things are not so bad. At least the three of you had the chance to express your opinion in the face of the International Community. It was a great luck. And take some things in the life bit easier. In my country it is a joke. “What does the exchange of opinions with your boss mean? It means you enter the office of the principal with your opinion and leave his office with his opinion. Good luck to you!”

●パルメ委員のコメント：「昨日に引き続き、より詳しく二回目の話をしてくれてありがとうございます。これは私たちとの対話の始まりですが、この対話は同時に、あなた方が日本に帰ってからの法律改正の始まりでもありません。あなたがたは変革のために一歩踏み出すことを願っていますが、あなた方は私たちとだけ対話しているわけではありません。あなた方は、ここにいる日本からの私たちの友人や、さらに締約国である日本政府とも現に対話をしているのです。その人たちは、いま、こうしてあなた方と私たちが会った後は、以前のままではなくなってきくと変化しています。ちょうど、私たちがあなた方に会って変わったように。本当にありがとうございます。」

“This is the beginning of (a new) dialogue with us.……When you go home……dialogue is also law reform. And you wish to be part of the process for change. It's not only going to be dialogue with us. You are going to dialogue with our friends from Japan around here and going also to dialogue through them with their state party, the Government of their country. And I can assure you they are never the same when they have seen you and us as they were before. And we were never the same when we met you. And thank you very much.”

【注】“……”の部分は聞き取れませんでした。

子どもの権利に関する委員会第一八会期  
条約第四四条に基づいて提出された締約国報告の審査

子どもの権利に関する委員会の最終所見…日本

一. 本委員会は、一九九八年五月二七日および二八日に開催した第四六五回ないし第四六七回会議（CRC/C/SR.四六五ないし四六七）において日本政府の初回報告（CRC/C/41/Add.1）を審査し、以下の最終所見を採択した。

A. はじめに

二. 本委員会は、貴国が子どもの権利委員会によって定められたガイドラインに沿ってその初回報告を提出し、質問リスト（CRC/C/Q/JAP.1）に対する文書回答を提出したことを評価する。本委員会は、報告審査の最中にも貴国代表が情報を補充し、また、多分野から構成される貴国の代表団と建設的な対話がもてたことに留意する。

B. 積極的側面（法律改正…児童扶養手当・出入国管理規則）

三. 本委員会は、貴国が法律改正の分野で払われた努力に留意する。本委員会は、一九九七年の児童福祉法の改正、および、婚外子を持つすべての未婚の母親に対して児童扶養手当の権利を保障することを目的とする一九九八年五月

の決定を歓迎する。本委員会は、また、日本国籍の子どもを養育する外国籍の母親の在留資格に関する一九九六年の出入国管理規則の改正に留意する。

(拷問禁止条約批准の検討)

四. 本委員会は、貴国が、「拷問およびその他の残酷な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いまたは刑罰を禁止する条約」の批准を現在検討中である旨の政府代表の情報を歓迎する。

(子ども国会)

五. 本委員会は、貴国が、条約第一二条の重要な側面を実現するための手段として「子ども国会」を開催したことを歓迎する。

C. 主たる懸念事項

(留保および解釈宣言)

六. 本委員会は、貴国による条約第三七条(c)に対する留保、ならびに、第九条一項および第一〇条一項に対する解釈宣言に留意し、それを懸念する。

(裁判所による本条約の直接適用例の欠如)

七、本委員会は、子どもの権利に関する条約が国内法に優位し、かつ、国内裁判所において援用可能であるにもかかわらず、実務においては、裁判所が判決を下すに際して、国際人権条約一般、特に、子どもの権利に関する条約を直接に適用していないことに留意し、それを懸念する。

(政策調整機関の欠如)

八、本委員会は、総務庁および青少年対策推進会議が設置されていることに留意するものの、本条約によって取り扱われる領域をそれぞれに責任をもって対処する各省庁間、および中央官庁と地方自治体当局と間の実効的調整を確保するためには、それらに十分な権限が与えられておらず、また取りうる措置も不十分であることを懸念する。本委員会は、この結果、政府の行う施策が調整を欠いたものになるばかりでなく、相互に矛盾したものになることを懸念する。

(子ども統計の収集の不十分さ)

九、本委員会は、子どもからの不服申立の記録に関するデータなどの統計細目に組み込まれていない統計情報をはじめ、その他子どもの実態に関する情報、特に、障害を持つ子ども、施設に収容された子ども、国民的および民族的少数者の子どもを含むもっともその権利を侵害されやすいグループに属する子どもの実態に関する情報を収集する措置が不十分であることに留意し、それを懸念する。

(実施監視機関の不十分さ：「子どもの人権専門委員」の独立性の欠如等)

一〇. 本委員会は、子どもの権利の実施を監視する権限を有する独立の機関が存在していないことを懸念する。本委員会は、現在の形の「子どもの人権専門委員」による実施監視システムが、子どもの権利の実効的な監視を十全に確保するために必要な政府からの独立性、ならびに権限および強制力を欠いていることに留意する。

(条約広報の不十分さ、少数言語による利用不能性、研修の不十分さ)

一一. 本委員会は、貴国による広報に関する努力に留意するものの、本条約の原則および規定、特に、本条約が権利の十全な主体としての子ども観を重要視していることについての認識を、社会のあらゆる部分に、子どもと大人の間にわけへだてなく、広く普及し、促進するために取られた措置が不十分であることを懸念する。本委員会は、また、条約が少数者の言語で利用可能なものとなっていないこと、および、関係する専門家グループに子どもの権利に関する研修を提供するためにとられた措置が不十分であることを懸念する。

(NGOとの協力の水準の低さ)

一二. 本委員会は、非政府組織が子どもの権利に関連する問題に積極的に参加していることに留意しそれを評価する。本委員会は、にもかかわらず、当局および非政府組織との間の協力の現在の水準においては、市民社会における知識や専門的な経験が適切に活用されているとは言えず、その結果、非政府組織の参加が条約実施のすべての段階において不十分になってしまっていることを懸念する。

(子どもの最善の利益の政策への組み入れの不十分さ、国民的、民族的少数者に対する差別、在日朝鮮・韓国人の子

どもに対する教育上の差別、参加に関する権利行使にあたって子どもの直面している困難)

一三、本委員会は、差別禁止(第二条)、子どもの最善の利益(第三条)および子どもの意見の尊重(第一条)といった一般原則が、子どもに関する立法政策およびプログラムに十全に組み入れられていないこと、特に、アイヌおよび在日韓国・朝鮮人などの国民的および民族的少数者、障害をもつ子ども、施設にいる子どもまたは自由を奪われた子ども、ならびに婚外子など特にその権利を侵害されやすいグループに属する子どもとの関連で組み入れられていないことを、懸念する。本委員会は、在日韓国・朝鮮人の子ども的高等教育へのアクセスに不平等が存在していること、および、およそすべての子どもが、社会のあらゆる部分において、特に、学校制度の中において、その参加に関する権利(一二条)を行使する際に直面している困難を特に懸念する。

(差別の禁止…婚外子差別・婚姻年齢の区別)

一四、本委員会は、国内法が、本条約によって禁止されるすべての理由に基づく差別、特に、出生、言語および障害に基づく差別から子どもを保護していないことを懸念する。本委員会は、婚外子の相続権が婚内子の二分の一であることを規定した民法九〇〇条四項のように、法律において明示的に差別を許容している法律の条文の存在、および、公文書による婚外子の明示的な記載を特に懸念する。本委員会は、また、女の子(一六歳)および男の子(一八歳)について異なった婚姻年齢を規定している民法の条文についても懸念する。

(子どものプライバシーに関する権利保障のための措置の不十分さ)

一五、本委員会は、貴国が、子どものプライバシーの権利を保障するための措置、特に、家庭、学校およびその他の

施設においてそれを保障するための措置を、十分に講じていないことを懸念する。

(有害情報からの保護のための措置の不十分さ)

一六、本委員会は、条約第一七条に照らし、印刷物、電子メディア、および、視聴覚メディアの有害な影響、特に、暴力およびポルノから子どもを保護するために導入された措置が不十分であることを懸念する。

(国際養子縁組における子どもの権利保護のための措置の欠如)

一七、本委員会は、条約第二一条に照らし、国際養子縁組において子どもの最善の利益を確保するために必要とされる保護が欠けていることを懸念する。

(家庭に替わる環境を提供するための体制の不十分さ)

一八、本委員会は、施設に収容されている子どもが多く存在していることについて、また、特別の援助、養護、および保護を必要とする子どものために家庭に代わる環境を提供する目的で設けられている体制(structure)が不十分であることを懸念する。

(子どもの虐待における調査等の不十分さ、早期発見・保護・リハビリのための措置の不十分さ)

一九、本委員会は、家庭内において、性的虐待を含む子どもに対する虐待および不適切な取扱い(mis-treatment)が増加していることを懸念する。本委員会は、子どもに対する虐待および不適切な取扱いに関する事案のすべてが適切

に調査され、虐待を行った者に対して制裁が科され、なされた決定が公表されることを確保するために取られた措置が不十分であることに留意し、それを懸念する。本委員会は、また、虐待されている子どもの早期の発見、保護およびリハビリテーションを確保するために取られた措置が不十分であることを懸念する。

(障害を持つ子どもの教育への実効的アクセスの不十分さ、社会受容の不十分さ)

二〇. 本委員会は、障害を持つ子どもに関して、一九九三年の障害者基本法に規定された諸原則があるとはいえ、貴国が障害を持つ子どもの教育への実効的なアクセスを確保し、かつ、障害を持つ子どもの社会への十全な受容(inclusion)を助長するために講じた措置が不十分であることを留意し、それを懸念する。

(若者の健康・自殺、性教育・カウンセリングへのアクセスの不十分さ、HIV/AIDS)

二一. 本委員会は、先進的な保険制度およびきわめて低い乳児死亡率を考慮にいれつつも、子どもによる自殺が多数にのぼること、この現象を防止するために取られた措置が不十分であること、一〇代の子どもによる学校内外における性教育(reproductive health education)とカウンセリング・サービスへのアクセスが不十分であること、および、若者(adolescents)がHIV/AIDSに罹患していることを懸念する。

(高度に競争的な教育制度のもたらす発達ゆがみ、余暇・遊びなどの欠如、不登校)

二二. 本委員会は、極めて高い識字率に示されるように、貴国が教育を重要視していることに留意するものの、条約の原則および規定、特に、その第三条、第六条、第十二条、第二十九条および第三十一条に照らし、高度に(highly)

競争的な教育制度によるストレスにさらされ、かつその結果として余暇、身体的活動および休息を欠くにいたっているため、子どもが発達障害 (developmental disorder) におちいっていることを懸念する。本委員会は、さらに、不登校・登校拒否の数が看過できない数に上っている (significant) ことを懸念する。

(人権教育の不十分さ)

二三、本委員会は、本条約第二十九条に従い、人権教育を学校の教育課程に体系的に導入するために貴国によって取られた措置が不十分であることを懸念する。

(学校における暴力・体罰・いじめ)

二四、本委員会は、学校において重大な暴力が頻発していること (the frequency and level of violence in schools)、特に、体罰が広く用いられていること、および、生徒間のいじめに関するケースが膨大に (numerous) 存在していることを懸念する。本委員会は、体罰を禁止する法律が存在し、かつ、いじめの犠牲となった子どものための電話相談などの措置が取られているにも関わらず、現在の措置が学校における暴力を防止するために不十分であることに留意し、それを懸念する。

(子ども買春と闘うための行動計画の欠如)

二五、本委員会は、買春またはポルノによる子どもの搾取に関わった者に対する刑事罰を導入するための性的搾取に関する法律案に留意し、子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議 (ストックホルム、一九九六年) のフォローア

ップ会議の開催に留意するものの、子ども買春、子どもポルノ、および子どもの取引を防止し、かつ、それと闘うための包括的な行動計画が欠如していることを懸念する。

(薬物・アルコール乱用と闘うための措置の不十分さ)

二六、本委員会は、貴国における子どもへの影響をますます深めている薬物およびアルコールの乱用の問題に取り組むために取られた措置が不十分であることを懸念する。

(少年司法に関する国際準則との適合性に対する懸念、独立した監視手続および適切な不服申立手続の不十分さ、代用監獄の実態に対する懸念)

二七、少年司法運用の実態、ならびに、その実態が、本条約の原則と規定、特に、第三七条、第四〇条と第三九条、少年司法運営に関する国連最低基準規則(北京ルールズ)、少年非行予防のための国連ガイドライン(リヤド・ガイドライン)、および、自由を奪われた子どもの保護に関する国連規則などの関連する諸基準に適合したものとなっているかどうかは、本委員会にとっての懸念事項である。本委員会は、特に、独立した監視手続および適切な不服申立手続が不十分であること、ならびに、最終的手段としての身柄の拘禁および審判前の身柄の拘禁に代わる措置が不十分であることを懸念する。代用監獄の実態もまた本委員会にとっての懸念事項である。

D. 提案および勧告

(留保・解釈宣言の撤回)

二八、本委員会は、ウィーン宣言および一九九三年の行動計画に照らし、本条約第三七条(c)に対する留保およびその他の解釈宣言を撤回するため、留保および解釈宣言を見直すよう貴国に求める (encourage)。

(裁判所による本条約の援用に関する情報の提供)

二九、本委員会は、国内法における本条約の位置に関連して、子どもの権利に関する条約その他の人権条約が国内裁判所によって援用された事件に関する詳細な情報を第二回政府報告において提供するよう貴国に勧告する。

(政策調整機関の設置)

三〇、本委員会は、子どもに関する包括的な政策を発展させること、条約の実施の実効的な監視および評価を確保することを目的として、子どもの権利に関係するさまざまな政府機関の間の調整を中央および地方レベルにおいて強化するよう貴国に勧告する。

(子どもに関するデータ収集システムの確立)

三一、本委員会は、条約の規定するすべての領域をカバーすることができるようにし、一層の措置が必要とされる領域の特定および達成された進歩を容易に評価できるようにすることを目的として、データ収集システムを開発し、かつ、適切な項目分類を確立するための措置を取るよう貴国に勧告する。

(独立した実施監視機構の設立)

三二. 本委員会は、既存の「子どもの人権専門委員」制度を改革発展させることによって、さまなければ、子どもの権利のためのオンブズパーソン制度を創設することによって、独立した実施監視機構を設立するための必要な措置を構じるよう貴国に勧告する。

(条約広報の充実、研修の組織、教育課程への導入、少数言語への翻訳)

三三. 本委員会は、本条約の規定が、子どもおよび大人によって広く知られ、理解されることを確保するためにより大きな努力を払うよう貴国に勧告する。子どもの権利に関する体系的な研修および再研修プログラムが、警察官 (police and security forces) およびその他の法執行官、司法関係職員、法律家、裁判官、教育のあらゆる段階の教師および学校管理職、ソーシャルワーカー、中央または地方の行政官、子どものケアのための施設の職員、ならびに、心理学者を含む保健および医療に関係する者を含む全ての専門家グループのために組織されるべきである。本委員会は、権利の十全な主体としての子どもの地位を強化するために、本条約をすべての教育機関の教育課程に組み入れるよう勧告する。本委員会はさらに、条約全体が、少数言語において利用可能とされ、かつ、必要な場合には少数言語に翻訳されるよう勧告する。

(NGOとの協力)

三四. 本委員会は、さらに、本条約の原則および規定の実施および監視にあたって、非政府組織と緊密に交流し、協力するよう貴国に求める (encourage)。

(一) 一般原則の指導原理化、婚外子差別撤廃のための法的措置、国民的および民族的少数者に対する差別の撤廃、婚姻年齢の区別の撤廃)

三五、本条約の一般原則、特に、差別禁止(第二条)、子どもの最善の利益(第三条)、および子どもの意見の尊重(第一二条)が、単に政策論議および政策決定の指導原理とされるだけでなく、子どもに影響を与えるすべての法改正、司法的決定、行政的決定、および、すべてのプロジェクトとプログラムの開発と実施において適切に反映されるべきことを確保するために、さらに一層の努力がなされなければならないというのが本委員会の見解である。特に、婚外子に対する既存の差別を是正するための法的措置が取られるべきである。本委員会は、また、在日韓国・朝鮮人およびアイヌを含む少数者の子どもに対する差別的な取扱いが、それがいつどこで生じたかに関わらず、十分に調査され、かつ、撤廃されるよう勧告する。本委員会は、さらに、女の子と男の子の婚姻最低年齢が同年令とされるよう勧告する。

(子どものプライバシーの権利の保護)

三六、本委員会は、子どものプライバシーに関する権利、特に家庭、学校、養護施設およびその他の施設においてそれを保護するために、法的措置を含むさらなる措置を取るべきことを貴国に勧告する。

(子どもの有害情報からの保護)

三七、本委員会は、印刷物、電子メディアおよび視聴覚メディアの有害な影響、特に、暴力およびポルノから子ども

を保護するために、法的措置を含むあらゆる必要な措置を取るよう貴国に勧告する。

(国際養子縁組における子どもの権利の保護、ハーグ条約の批准)

三八 本委員会は、国際養子縁組における子どもの権利の十全な保護を確保するための必要な措置を取り、国際養子縁組における子どもの保護と協力に関するハーグ条約(一九九三年)の批准を検討するよう貴国に勧告する。

(家庭に代わる環境を提供するための体制の強化)

三九 本委員会は、特別の援助、養護、および保護を必要とする子どもに家庭に代わる環境を提供するために設けられた体制(structure)を強化するための措置を取るよう貴国に勧告する。

(子どもの虐待からの保護・調査・処罰・決定の公表・不服申立手続の創設)

四〇 本委員会は、家庭における性的虐待を含む、子どもに対する虐待および不適切な取扱い(mis-treatment)に関する事例の詳細な情報とデータを収集するよう貴国に勧告する。本委員会は、この現象に対する理解を促進するために、子どもに対する虐待および不適切な取扱い(mis-treatment)に関する事例が適切に調査され、虐待を行った者に処罰が適用され、かつ、なされた決定が公表されるよう、また、以上のことを実現するために、容易にアクセスすることのできる子どもにとって親しみやすい不服申立手続が創設されるよう勧告する。

(障害を持つ子ども…既存の国内法の実効的实施、施設収容中心主義の改善、差別の撤廃と社会的受容の助長、広報

## 活動の策定)

四一、本委員会は、「障害を持つ者の機会均等に関する基準規則」(国連総会決議58/66)に照らし、既存の法律を現実に実施するために一層の努力を払い、障害を持つ子どもへの施設収容に代わる措置を実施し、さらに、障害を持つ子どもに対する差別を減少させ、障害を持つ子どもへの社会的受容(Inclusion)を助長するために、意識向上キャンペーンを開始するよう貴国に勧告する。

## (若者の自殺、HIV/AIDSへの罹患の予防：広報活動・性教育・カウンセリング)

四二、本委員会は、若者(adolescents)による自殺およびHIV/AIDSへの罹患を防止するため、情報の収集と分析意識向上キャンペーンの開始、性教育(reproductive health education)、およびカウンセリング・グループの創設を含むあらゆる必要な措置を取るよう貴国に勧告する。

## (高度に競争的な教育制度の改革：過度なストレスと不登校の防止)

四三、本委員会は、貴国における高度に競争的な教育制度、および、それが子どもの身体的および精神的健康に与えている否定的な影響に鑑み、条約第三条、第六条、第一二条、第二九条および第三一条に照らし、過度なストレスおよび不登校・登校拒否を防止し、かつ、それと闘うための適切な措置を取るよう貴国に勧告する。

## (人権教育の学校教育課程への体系的な導入)

四四、本委員会は、条約第二九条に従い、人権教育を学校の教育課程に体系的に導入するための適切な措置を取るよ

う貴国に勧告する。

(学校における暴力(いじめ・体罰)の根絶、家庭および施設における体罰の法的禁止、代替的な懲戒手段の確保)

四五 本委員会は、とりわけ条約第三条、第一九条、および第二八条二項に照らし、学校における暴力を防止するため、特に、体罰およびいじめを根絶するために、包括的なプログラムを開発し、その実施をきまかく監視するよう勧告する。本委員会は、加えて、家庭、養護施設およびその他の施設における体罰を法律によって禁止するよう勧告する。本委員会は、また、子どもの人間としての尊厳と合致し、かつ、本条約と適合する、代替的な形態の懲戒が行われることを確保するために、意識向上キャンペーンが行われるよう勧告する。

(子ども買春と闘うための包括的な行動計画の策定)

四六 本委員会は、子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議(一九九六年)の結果に従い、子ども買春、子どもポルノ、および子どもの取引を防止し、かつ、それと闘うための包括的な行動計画を立案し実施するよう貴国に勧告する。

(薬物・アルコールの乱用防止のための広報活動、リハビリ・プログラムの支援)

四七 本委員会は、子どもによる薬物およびアルコールの乱用を防止し、かつ、それと闘うための努力を強化し、学校内外における広報活動を含むあらゆる適切な措置を取るよう貴国に勧告する。本委員会は、また、薬物およびアルコールの乱用の犠牲となった子どものリハビリテーションのためのプログラムを支援するよう貴国に求める(annex 1)

courage)。

(少年司法システムの見直し、身柄拘禁に替わる措置の創設、監視手続・不服申立手続の創設、代用監獄の見直し)

四八、本委員会は、条約および少年司法の分野におけるその他の国連基準、たとえば、北京ルールズ、リヤド・ガイドライン、および、自由を奪われた子どもの保護に関する国連規則などの原則および規定に照して、少年司法システムを見直すよう貴国に勧告する。身柄の拘禁に代わる措置の創設、監視手続および不服申立手続、ならびに、代用監獄の実態に特別の配慮が払われるべきである。

(初回報告・文書回答の広報、審査に関する報告書の出版、議論の喚起)

四九、本委員会は、最後に、条約第四四条六項に照らし、貴国によって提出された初回報告および質問リストに対する文書回答を公衆一般が広く利用できるようにするとともに、関係する審議要録および本委員会によって採択された最終所見を付した初回報告を出版するよう貴国に勧告する。これを広く普及することによって、政府、国会、および関心を持つ非政府組織を含む公衆一般の間に、本条約および本条約の実施と監視に関する議論を起し、かつ、本条約および本条約の実施と監視に対する認識を喚起すべきである。

(福田雅章／世取山洋介仮訳)